

# 学 生 便 覧

# 醫 藥

2 0 2 6

日本医科大学  
医療健康科学部



# 目次

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 医療健康科学部学生として .....                            | 3  |
| 建学の精神・学是・教育理念 .....                           | 4  |
| アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） .....                 | 5  |
| カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） .....               | 6  |
| ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） .....                     | 8  |
| 令和8年度学事予定表 .....                              | 9  |
| 本学の組織・構成.....                                 | 10 |
| 諸規定.....                                      | 11 |
| (1) 日本医科大学学則.....                             | 11 |
| (2) 日本医科大学医療健康科学部履修細則.....                    | 30 |
| (3) 日本医科大学学生の休学時の学費減免に関する細則.....              | 33 |
| (4) 日本医科大学医療健康科学部給付奨学金規程.....                 | 34 |
| (5) 日本医科大学貸与奨学金規程.....                        | 37 |
| (6) 日本医科大学特別学資ローン運営規則.....                    | 41 |
| (7) 日本医科大学学生の表彰に関する細則.....                    | 43 |
| (8) 日本医科大学学生の懲戒に関する細則.....                    | 45 |
| (9) 日本医科大学医療健康科学部アカデミックアドバイザー制度 .....         | 56 |
| (10) ハラスメント防止小委員会運営要項.....                    | 57 |
| (11) 障害のある学生の受入に対する支援に関する申し合わせ（医療健康科学部） ..... | 59 |
| 諸手続等 .....                                    | 60 |
| (1) 学生と関係のある事務分掌 .....                        | 60 |
| (2) 諸届出・願出 .....                              | 61 |
| (3) 学生証（IDカード）について.....                       | 62 |
| (4) 証明書の申請 .....                              | 63 |
| (5) 通学定期券の購入.....                             | 63 |
| (6) 学生旅客運賃割引証（学割） .....                       | 63 |
| (7) その他（注意事項等） .....                          | 64 |
| 1) 学生用ロッカー .....                              | 64 |
| 2) 遺失物・拾得物.....                               | 64 |
| 3) 印鑑の携帯 .....                                | 64 |
| 4) 通学について .....                               | 64 |
| 5) 諸案内・郵便物について .....                          | 64 |
| 6) 喫煙について .....                               | 64 |
| 7) 施設利用について .....                             | 64 |
| 本学における情報ネットワークサービス .....                      | 65 |
| (1) 情報ネットワークサービス利用資格.....                     | 65 |
| (2) ユーザIDとパスワード.....                          | 65 |
| (3) 遵守・禁止事項 .....                             | 66 |

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| (4) 利用できる情報ネットワークサービス.....                             | 66  |
| (5) 学生ポータルシステムの利用方法.....                               | 68  |
| 授業科目の履修.....                                           | 72  |
| (1) 授業科目の分類.....                                       | 72  |
| (2) 授業科目履修上の心得.....                                    | 72  |
| (3) 受験上の注意事項.....                                      | 72  |
| (4) 交通ストライキ等による交通機関不通の場合の授業.....                       | 73  |
| (5) 学校保健安全法施行規則第 18 条の感染症による授業（臨地実習含む）欠席の取り扱いについて..... | 73  |
| (6) 忌引きによる授業（臨地実習含む）及び定期試験欠席の取り扱いについて.....             | 74  |
| 健康管理.....                                              | 75  |
| (1) 学生定期健康診断の実施.....                                   | 75  |
| (2) 感染予防に係る検査及び予防接種について.....                           | 75  |
| (3) 修学中の身体面の健康管理.....                                  | 75  |
| (4) 医務室について.....                                       | 75  |
| (5) 感染症について.....                                       | 77  |
| (6) 証明書発行について.....                                     | 78  |
| 学生相談室.....                                             | 79  |
| 学生教育研究災害傷害保険（学研災）.....                                 | 80  |
| 奨学金等.....                                              | 81  |
| 国民年金.....                                              | 82  |
| 厚生施設.....                                              | 83  |
| (1) 日医大マリnhaus.....                                    | 83  |
| (2) 牧心セミナーハウス.....                                     | 83  |
| 武蔵小杉校舎図書室.....                                         | 84  |
| 災害等への対策.....                                           | 86  |
| (1) 自然災害の影響による授業・実習・試験等の対応について.....                    | 86  |
| (2) 大規模地震に対する学生の心得.....                                | 87  |
| (3) 災害用伝言ダイヤル等の活用.....                                 | 88  |
| (4) 地震発生時の初動マニュアル.....                                 | 90  |
| (5) 地震発生時の対応マニュアル.....                                 | 91  |
| 教育施設配置図.....                                           | 94  |
| (1) 武蔵小杉校舎配置図.....                                     | 94  |
| (2) 千駄木校舎配置図.....                                      | 98  |
| (3) 武蔵境校舎配置図.....                                      | 99  |
| 校歌.....                                                | 101 |
| 学校法人日本医科大学 案内図.....                                    | 102 |

## 医療健康科学部学生として

医療健康科学部長 近藤幸尋

令和8年度の開始にあたり、日本医科大学医療健康科学部看護学科に学ぶ学生の皆さんに、心よりお祝いと歓迎の言葉を申し上げます。新たに入学された皆さんを本学の一員として迎えることを、教職員一同、大きな喜びとともに受け止めています。

本学は、学是として「克己殉公」を掲げています。自己を律し、私心を超えて社会に尽くすというこの言葉は、医療に携わる者すべてにとって根幹となる精神です。とりわけ看護は、人の生命と尊厳に最も近い場所で実践される専門職であり、この学是は看護の本質そのものと言えるでしょう。皆さんが日々の学修や実習の中で、自らを省み、他者のために何ができるのかを問い続ける姿勢こそが、看護職としての成長につながります。

医療健康科学部看護学科では、科学的根拠に基づく看護実践能力の修得に加え、豊かな人間性と高い倫理観を備えた看護専門職の育成を目標としています。高度化・多様化する医療現場では、確かな知識や技術のみならず、多職種と協働し、患者さん一人ひとりの価値観や生き方に寄り添う力が求められます。本学付属病院をはじめとする充実した教育・実習環境は、皆さんが理論と実践を結び付けながら学ぶための大きな支えとなるでしょう。

大学生活は、専門職としての基盤を築くと同時に、一人の人間として成熟する重要な時期です。学業はもちろん、仲間との交流やさまざまな経験を通して、自ら考え、行動し、責任を持つ姿勢を身に付けてください。その過程で直面する困難や葛藤も、将来、患者さんに向き合う際の大きな糧となります。

本便覧は、皆さんが学生生活を円滑に、かつ主体的に送るための指針となるものです。内容を十分に理解し、自律した大学生として行動するために、常に参照してください。

日本医科大学医療健康科学部看護学科での学びを通して、学是「克己殉公」を体現し、社会から信頼される看護職へと成長されることを心より願い、令和8年度の巻頭挨拶といたします。

建学の精神・学是・教育理念

## 日本医科大学

建学の精神 濟生救民

学 是 克己殉公

教育理念 豊かな人間性を有する質の高い看護師  
・保健師の育成

## アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本学の学是は「克己殉公」、すなわち“己に克ち、広く人々のために尽くす”ことであり、教育理念として「豊かな人間性を有する質の高い看護師・保健師の養成」を掲げています。

本学では、この学是、理念を理解・尊重し、豊かな資質を持った次のような人を求めています。

1. 豊かな感性を持ち、他者を尊重できる人
2. コミュニケーション力を持ち、協調性とリーダーシップを発揮できる人
3. 医療・看護を学ぶための基礎学力を備えた人
4. 医療・看護を学ぶための科学的論理性、思考力を備えた人
5. 医療・看護を学ぶ目的意識を持ち、看護師・保健師に必要な知識と技能を修得するために自ら努力する人
6. 医療・看護に貢献する意欲と知的好奇心のある人

## カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

### 1. 科学的・論理的思考を身に付け、人間性を涵養するための健康科学基礎科目

看護の対象となる人々の身体的・精神的・社会的な側面を統合して理解するための基本的知識を修得できるよう、『語学』、『自然科学と情報科学』、『人文科学と社会科学』、『導入教育』の科目群を配置する。これらの科目履修を通して、科学的・論理的思考力を養い、人間性と品性を涵養し、多様な価値観を尊重したケアに繋げるための基礎を築く。

### 2. 医療の基本的知識と技能を修得するための医療基礎科目

医療の基本的知識と技能を修得し、医療の科学的及び社会的側面などを学修できるよう、『人体の構造と機能』、『健康障害と治療』、『健康支援と社会環境』の科目群を配置する。これらの科目履修を通して、看護の対象となる人々の総合的なアセスメント、看護実践、評価を行うための根拠となる医療の基本的知識と技能を養う。また、研究の概論に関する科目として「看護保健学研究概論」を配置し、人々の健やかな生活の実現に貢献するための基盤としての看護学の必要性や意義についての理解を促し、看護学の知識体系を構築する。

### 3. 看護の基本となる基礎看護学科目

医療機関、在宅、保健機関、福祉施設、産業・職域、学校、研究機関など、様々な場で看護実践を行うために必要な基礎的な専門知識および技能を身に付けることのできる科目を配置する。これらの科目履修を通して、看護の基本理論や問題解決プロセス、診療・日常生活に伴う援助技術について学ぶ。また、看護の現場を効果的に管理し、リーダーシップを発揮するための基礎を築けるよう「看護管理学」を配置している。さらに、グローバル化に伴う多様な文化や価値観に対応できる能力を養うため、「国際看護学」を配置している。

### 4. 対象者のニーズに合わせた看護を実践する能力を養うための専門科目

あらゆる発達段階、健康状態、生活の場にある人々のニーズに合わせた看護を実践する能力を育成するための科目を配置する。発達段階としては周産期や小児期、成人期、老年期、健康状態としては周術期・クリティカル期・慢性期・緩和・精神、生活の場における看護の視点から、地域包括ケアの理念や構造、具体的な支援体制などについて学ぶ。

### 5. 臨床実践に即した看護の統合科目

分野別に学んだものを統合し、臨床実践に繋げるための総合的科目を配置する。周囲と協働してチーム医療を実践するための「多職種連携論」、「多職種連携演習」や、看護実践の探究を通して継続的に看護の質向上に努めるための素養を養う「看護学卒業研究」を配置している。

特に、緊急度・重症度の高い人々を対象とした救急看護に関しては、基本的な知識と技術を養う「救急看護学」を配置している。さらに、シミュレーションなどの演習を通じて臨床実践に応用できる知識・技術を学ぶ「救急看護実践演習」、臨地で実際の救急看護活動を学ぶ「救急看護学実習」を配置している。

## 6. 保健師養成のための保健師科目

地域の保健医療福祉等のニーズに対応した活動の計画と遂行に必要な知識と技術を修得するための『公衆衛生看護学』の科目群を配置する。

## 7. 学修成果の評価

学修成果の評価では、レポート、試験、学修態度などを数値化し、厳格な単位認定をする。

## ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本学科は、以下のディプロマ・ポリシーに基づく能力を身につけ、本学の学則に基づく授業科目および単位数の修得等の規定要件を満たした者に学士を授与しています。

1. 対象者の健康の維持及び変化に対応するために必要な看護の知識と技術を修得している。
2. 幅広い教養を身に付け、保健・医療・福祉の場において患者、家族、関係する人々の多様な価値観を尊重し、適切な看護が実践できる。
3. 医療人として必要な論理的思考、専門知識、技能を用い、科学的根拠に基づいた問題解決を図ることができる。
4. 対象者をとりまく多職種と看護職との関係、役割、連携、協働の必要性及び自らの役割と責任を理解している。

# 令和8年度学事予定表（令和8年4月～令和9年3月）

| 年              | 月  | 曜日 |    |    |    |    |         |           | 学事予定    | 年                           | 月              | 曜日  |     |    |    |      |         |           | 学事予定        |               |         |
|----------------|----|----|----|----|----|----|---------|-----------|---------|-----------------------------|----------------|-----|-----|----|----|------|---------|-----------|-------------|---------------|---------|
|                |    | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金       | 土         |         |                             |                | 日   | 月   | 火  | 水  | 木    | 金       | 土         |             |               |         |
| 令和8年<br>(2026) | 4月 |    |    |    | 1  | 2  | 3       | 4         | 4/6     | 入学式<br>定期健康診断<br>オリエンテーション等 | 令和8年<br>(2026) | 10月 |     |    |    |      | ①       | 2         | 3           | 10/1          | 後期 講義開始 |
|                |    | 5  | ⑥  | ⑦  | ⑧  | ⑨  | ⑩       | 11        | 4/7~10  |                             |                |     | 4   | 5  | 6  | 7    | 8       | 9         | 10          |               |         |
|                |    | 12 | ⑬  | 14 | 15 | 16 | 17      | 18        | 4/13~   |                             |                |     | 11  | 12 | 13 | 14   | 15      | 16        | 17          |               |         |
|                |    | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24      | 25        | 18      |                             |                |     | 19  | 20 | ⑲  | 22   | 23      | 24        | 10/21       | 体育祭           |         |
|                | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |         |           |         | 25                          |                | 26  | 27  | 28 | ⑳  | ㉑    | ㉒       | 10/29     | 学園祭(医獣祭)準備日 |               |         |
|                | 5月 |    |    |    |    |    |         | 1         | 2       |                             |                | ㉓   | ㉔   | 3  | 4  | 5    | 6       | 7         | 10/30~11/2  | 学園祭(医獣祭)・片付け日 |         |
|                |    | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8       | 9         |         |                             |                | 8   | 9   | 10 | 11 | 12   | 13      | 14        |             |               |         |
|                |    | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15      | 16        |         |                             |                | 15  | 16  | 17 | 18 | 19   | 20      | 21        |             |               |         |
|                |    | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22      | 23        |         |                             |                | 22  | 23  | 24 | 25 | 26   | 27      | 28        |             |               |         |
|                |    | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29      | 30        |         |                             |                | 29  | 30  |    |    |      |         |           |             |               |         |
|                | 31 |    |    |    |    |    |         |           |         |                             |                |     |     |    |    |      |         |           |             |               |         |
|                | 6月 |    |    | 1  | 2  | 3  | 4       | 5         | 6       |                             |                |     | 12月 |    |    | 1    | 2       | 3         | 4           | 5             |         |
| 7              |    | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13      |           |         | 6                           | 7              | 8   |     | 9  | 10 | 11   | 12      |           |             |               |         |
| 14             |    | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20      |           |         | 13                          | 14             | 15  |     | 16 | 17 | 18   | 19      |           |             |               |         |
| 21             |    | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27      |           |         | 20                          | 21             | 22  |     | 23 | 24 | ㉕    | 26      | 12/25~1/5 | 冬季休業        |               |         |
| 28             | 29 | 30 |    |    |    |    |         |           | 27      | 28                          | 29             | 30  | 31  |    |    |      |         |           |             |               |         |
| 7月             |    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4       |           |         | 1月                          |                |     |     |    |    | 1    | 2       |           |             |               |         |
|                | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11      |           |         |                             | 3              | 4   | ⑤   | 6  | 7  | 8    | 9       |           |             |               |         |
|                | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18      |           |         |                             | 10             | 11  | 12  | 13 | 14 | 15   | 16      |           |             |               |         |
|                | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | ㉖  | 25      | 7/24      | 前期 講義終了 |                             | 17             | 18  | 19  | 20 | 21 | 22   | 23      |           |             |               |         |
| 26             | ㉗  | ㉘  | ㉙  | ㉚  | ㉛  | ㉜  | 7/27~31 | 前期 テスト期間  | 24      | 25                          | 26             | 27  | 28  | ㉞  | 30 | 1/29 | 後期 講義終了 |           |             |               |         |
| 8月             |    |    |    |    |    |    | 1       |           |         | 2月                          |                |     | ①   | ②  | ③  | ④    | ⑤       | 6         | 2/1~5       | 後期 テスト期間      |         |
|                | 2  | ③  | ④  | ⑤  | ⑥  | ⑦  | 8       | 8/3~7     | 実習期間    |                             | 7              | 8   | 9   | 10 | 11 | 12   | 13      |           |             |               |         |
|                | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | ⑮       | 8/15~9/30 | 夏季休業    |                             | 14             | 15  | 16  | 17 | 18 | 19   | 20      |           |             |               |         |
|                | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22      |           |         |                             | 21             | 22  | 23  | 24 | 25 | 26   | 27      |           |             |               |         |
|                | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29      |           |         |                             | 28             |     |     |    |    |      |         |           |             |               |         |
| 30             | 31 |    |    |    |    |    |         |           |         |                             |                |     |     |    |    |      |         |           |             |               |         |
| 9月             |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5       |           |         | 3月                          |                |     | 1   | 2  | 3  | 4    | 5       | 6         |             |               |         |
|                | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12      |           |         |                             | 7              | 8   | 9   | 10 | 11 | 12   | 13      |           |             |               |         |
|                | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19      |           |         |                             | 14             | 15  | 16  | 17 | 18 | 19   | 20      |           |             |               |         |
|                | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26      |           |         |                             | 21             | 22  | 23  | 24 | 25 | 26   | 27      |           |             |               |         |
|                | 27 | 28 | 29 | ⑳  |    |    |         |           |         |                             | 28             | 29  | 30  | 31 |    |      |         |           |             |               |         |

## 本学の組織・構成

### (1) 学校法人日本医科大学には次の組織がある。

1) 理事会、評議員会があり法人の運営に関わる重要事項を審議、決定します。その構成は次の通りです。

理事会：理事 14 人、監事 2 人以上 4 人以内

評議員会：評議員 18 名以上 22 人以内

### (2) 学校法人日本医科大学は次の学校を設置している。

#### 1) 大学・大学院

##### i 日本医科大学医学部

同 大学院医学研究科

同 医療健康科学部

同 大学院看護学研究科

##### ii 日本獣医生命科学大学獣医学部

同 応用生命科学部

同 大学院獣医生命科学研究科

#### 2) 専門学校

##### i 日本医科大学看護専門学校

### (3) 日本医科大学

本学では、教育機関として、1) 医学部医学科と、2) 大学院医学研究科、3) 医療健康科学部看護学科、4) 大学院看護学研究科を設置しており、また大学設置基準に基づき、4つの付属病院（付属病院、武蔵小杉病院、多摩永山病院、千葉北総病院）、その他に付置施設（先端医学研究所）、図書館を設置しています。

1) 医療健康科学部は、看護学教育を4年一貫教育として実施するに当たって、その課程を健康科学基礎科目と専門科目に区分し、各科目を履修することになっています。

i 健康科学基礎科目は、語学、自然科学と情報科学、人文科学と社会科学、導入教育で構成され、第1年次に開講されます。

ii 専門科目は、医療基礎科目、基礎看護学科目、臨床看護学科目、母子看護学科目、老年・地域看護学科目、公衆衛生看護学、看護の統合と実践で構成されます。

# 諸 規 定

## (1) 日本医科大学学則

(昭和 30 年 4 月 1 日規程第 1 号)

### 第 1 章 総則

#### (目的・使命)

第 1 条 日本医科大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く医学及び医療健康科学を研究教授し、知的道徳的応用的能力を展開させ、人々の健康に貢献することを目的とする。

2 前項の目的を達するために、広く医学及び医療健康科学を世界に求め、高い倫理観、人間愛及び克己殉公の精神を備えた医療人を育成することを使命とする。

#### (自己評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検委員会の組織等に関する事項については、別に定める。

#### (組織)

第 3 条 本学に、学部及び大学院を置く。

2 学部及び学部に置く学科は、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科

(2) 医療健康科学部看護学科

3 大学院に関する学則は、別に定める。

#### (収容定員)

第 4 条 収容定員は、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科 入学定員 110 名、総定員 660 名

(2) 医療健康科学部看護学科 入学定員 120 名、総定員 480 名

#### (修業年限・在学年限)

第 5 条 修業年限は、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科 6 年

(2) 医療健康科学部看護学科 4 年

2 在学年限は、前項の規定する修業年限の 2 倍を超えることはできない。

3 同一学年の在学年限は、原則として 2 年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、教授会の審議を経て、1 年に限り延長を認める。

### 第 2 章 授業の方法並びに授業科目、授業時間及び単位数

#### (授業の方法)

第 6 条 本学の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目)

第7条 医学部医学科の授業科目、授業時数及び単位数は、別表1に定めるところによる。

2 医療健康科学部看護学科の授業科目、授業時数及び単位数は、別表2に定めるところによる。

3 本学における学科目は別表3に定めるところによる。

### 第3章 履修方法及び修了・卒業の認定

(履修方法・授業日数・単位の計算方法)

第8条 授業科目の履修は、別表1及び別表2に従い、所定の授業日数(又は単位数)を履修するものとする。

2 各年次の授業日数は、学年末試験、臨床実習期(医学部医学科)又は臨地実習期(医療健康科学部看護学科)を含み、年間37週を原則とする。

3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目修了の認定)

第9条 授業科目修了の認定は、その科目の目標において求める知識、技能、態度等の修得の程度の評価に基づき、教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

2 前項の評価は、試験及び実習における観察等によって行う。

3 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(秀 90点以上、優 80点以上、良 70点以上、可 60点以上、不可 59点以下)

4 各授業科目(臨床実習又は臨地実習を除く。)の受験資格は、その授業科目の規定の授業時数(講義と実習の合計時数)及び実習時数のそれぞれについて3分の2以上出席した者に与える。

5 必修科目に受験資格のない者は、その授業科目を再び履修しなければならない。

6 臨床実習生又は臨地実習生となるための資格については、別に定める。

7 前各項に定めるもののほか授業科目の履修については、別に定める。

(他大学等での履修認定)

第10条 教育上有益であると認めるときは、本学の定める国内外の他の大学、病院又は本学が認める関連施設において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

(卒業の認定)

第11条 医学部医学科においては、第5条第1項第1号に定めた修業年限以上在学し、全ての授業科目修了が認定され、総合試験に合格した者に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。

2 医療健康科学部看護学科においては、第5条第1項第2号に定めた修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修の上、所定の単位数を修得した者に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。

(卒業証書及び学位の授与)

第12条 卒業の認定を受けた者は、教授会の審議を経て、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 医学部医学科 医学
- (2) 医療健康科学部看護学科 看護学

3 本学において授与する卒業証書・学位記の様式は、別記様式1及び別記様式2のとおりとする。

#### 第4章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとし、これを次の学期に分ける。

- (1) 医学部医学科

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

- (2) 医療健康科学部看護学科

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日(授業を行わない日)及び休業期間(授業を行わない期間)は次のとおりとする。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 本学の創立記念日 4月15日

- (4) 春季休業

医学部医学科 3月21日から4月7日まで

医療健康科学部看護学科 4月1日から4月7日まで

- (5) 夏季休業

医学部医学科 7月19日から8月31日まで

医療健康科学部看護学科 8月15日から9月30日まで

- (6) 冬季休業

医学部医学科 12月21日から翌年1月4日まで

医療健康科学部看護学科 12月25日から翌年1月5日まで

2 前項に定める他、学長は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認めたときは、休業日及び休業期間を変更することがある。

#### 第5章 入学・休学・退学

(入学時期)

第15条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(転入学)

第17条 他の大学医学科又は看護学科の学生で、その大学長の許可を得て、本学に転入学を希望する者は、欠員のある場合に限り、試験の上入学を許可することがある。

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の受験料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学選考)

第19条 入学の選考は、学力及び人物について行う。

(入学手続)

第20条 入学の選考に合格したものは、指定の期日までに、誓約書、保証書、卒業証明書、住民票その他所定の書類を提出するとともに、入学金及び第30条による学費を納付しなければならない。

2 入学金は、次のとおり定める。

- (1) 医学部医学科 1,500,000円  
ただし、令和8年度入学者から適用する。
- (2) 医療健康科学部看護学科 400,000円

3 既納の入学金は返還しない。ただし、所定の選抜区分において、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた入学金の一部を返還する。

4 既納の学費は返還しない。ただし、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた学費を返還する。

5 第1項の手続をしない者は、入学を許可しない。

(入学許可)

第21条 前条の手続を完了した者は、教授会の審議を経て、学長が入学を許可し、学籍に登録する。

(本籍・住所・姓名変更)

第22条 学生及び保証人が住所等を変更した場合は、直ちに届出なければならない。

2 学生が姓名を変更した場合には、住民票記載事項証明書を添えなければならない。

(休学)

第 23 条 疾病その他止むを得ない事由により、2 ヶ月以上修学することができない者は、休学願に保証人連署の上、その事由を証明する書類を添えて学長に願い出るものとし、許可を得なければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 24 条 休学は 2 年以内とする。ただし、前条第 2 項の場合に限り、更に 1 年を限度として延長することができる。

2 休学期間は通算して 4 年以内とする。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中にその事由が消滅して復学しようとする者は、復学願に保証人連署の上学長に願い出るものとし、許可を得なければならない。ただし、当該休学が疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第 26 条 退学しようとする者は、退学願に保証人連署の上学長に願い出るものとし、許可を得なければならない。

(再入学)

第 27 条 退学した者で、再入学を願い出る者は、学長が原学年又はそれ以下に再入学を許可することがある。

(除籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 成業の見込みのない者

(2) 第 5 条第 2 項又は第 3 項に定める在学年限を超えた者

(3) 第 24 条第 1 項又は第 2 項にそれぞれ定める期間を超えて、なお復学できない者

(4) 学費の納入を督促された後、30 日以上納付しない者

(5) 1 年以上行方不明の者

(6) 死亡届が提出された者

(転学)

第 29 条 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

## 第 6 章 学費

(学費)

第 30 条 学生が納付しなければならない学費は、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科 授業料、施設整備費

(2) 医療健康科学部看護学科 授業料、施設整備費、実習費

(金額・納付時期・学費の額の変更)

第 31 条 学費の金額は、次のとおり定める。

(1) 医学部医学科

授業料 2,500,000 円(年額)

施設整備費(第 1 学年) 500,000 円(年額)

施設整備費(第2学年以降) 1,000,000円(年額)

ただし、令和8年度入学者から適用する。

(2) 医療健康科学部看護学科

授業料 1,050,000円(年額)

施設整備費(第1学年) 250,000円(年額)

施設整備費(第2学年以降) 350,000円(年額)

実習費(第2学年以降) 400,000円(年額)

2 学費の納付時期は、別に定める。

3 学則その他の規定に特別の定めのある場合を除き、既納の学費は返戻しない。

4 在学中、学費について変更があった場合には新たに定められた金額を納付するものとする。

5 学年の中途において卒業する見込みの者の納付する学費の取扱いは、別に定める。

(特待生の学費)

第32条 入学試験の成績が特に優秀で、人物に優れている者を特待生として、学費の一部を免除することができる。

2 特待生に関する事項は別に定める。

(休学中の学費)

第33条 休学中の者についての学費は減免することがある。

2 学費の減免については、別に定める。

(退学者の学費)

第34条 退学する者は、その年度における学費を納付しなければならない。

## 第7章 聴講生

(聴講生)

第35条 本学所定の授業科目のうち1科目又は数科目について聴講を希望する者がある時は、教育研究に支障がない限り、学長が、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する取扱いは別に定める。

## 第8章 公開講座

(公開講座)

第36条 本学に公開講座を設けることがある。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第37条 品行、学業ともに優秀な者を、表彰することがある。

2 表彰に関する事項については、別に定める。

(懲戒)

第38条 学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分にもとる行為ありと認められるものは懲戒に処する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続きについては、別に定める。

第39条 表彰及び懲戒は、学長がこれを行う。

## 第10章 職員組織

(職員組織)

第 40 条 本学の職員組織として学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員組織の職制及び定員に関しては、別に定める。

第 11 章 教授会

(教授会)

第 41 条 学部、に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び当該学部教授をもって組織する。

3 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

(役割)

第 42 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び医学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は医学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規則)

第 43 条 教授会の運営に関する規則は別に定める。

(大学協議会)

第 44 条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会の運営に関する規則は別に定める。

第 12 章 厚生補導

(厚生補導)

第 45 条 学生の厚生補導に関する事項を取扱うために学生部を設ける。

第 13 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第 46 条 本学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

#### 付 則

この学則は、昭和 30 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 41 年 4 月 1 日 一部改正(学部の入学定員 80 名から 100 名に変更した)

昭和 49 年 4 月 1 日 一部改正(学部の実習費を設定した)

昭和 54 年 1 月 10 日 一部改正(学部の授業料、実習費、施設整備費を学費としてスライド制を導入した)

昭和 57 年 1 月 10 日 一部改正(学部の教育充実費を設定した)

昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正(全面的に見直した)

昭和 62 年 4 月 1 日 一部改正(受験資格の取扱いを一部変更した)

ただし、第 9 条第 3 項第 1 号の改正規定は、昭和 62 年度入学者から適用し、昭和 61 年度以前の入学者は従前のおりとする。

平成 2 年 4 月 1 日 一部改正(講座を新設し、講座の名称を一部変更した)

平成 3 年 4 月 1 日 一部改正(授業料等のただし書きを挿入した)

平成 3 年 7 月 1 日 一部改正(大学設置基準、学位規則の改正等により一部改正した)

ただし、第 6 条、第 14 条、第 18 条及び第 29 条の改正規定は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。(大学設置基準の改正により自己評価等を設定した)

#### 附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、基礎科学の所定単位については平成元年度以前の入学者は従前どおりとする。入学手続上の戸籍抄本を住民票に変更した。また第 7 章外国人学生全文を削除した)

#### 附 則

この学則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。(日本医科大学組織規則制定により、医学部主任から医学部長に職名を変更した)

#### 附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。(学則の改廃は理事会の承認から議決を必要とするに変更した)

#### 附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。(姓名変更上の戸籍抄本を住民票記載事項証明書に変更した。また第 35 条第 3 項の懲戒を退学に変更した)

#### 附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。また教育充実費を 6 年間の分納に変更した)

#### 附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成 10 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 3 項の改正事項は、平成 13 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成 13 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 の 3・4 年授業時限配当表の診断学・検査医学を基本臨床実習に改め、5・6 年授業時限配当表を新たに作成した。これに伴い、別表 3 のコース名称診断学・検査医学を基本臨床実習に改める。)

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 の 1 年授業時限配当表の選択科目 A の医用物理学を削除し、備考欄に入学試験で「生物」を受験しなかった者は生物系の選択科目(注 5)を履修することとし、欄外(注 5)に生物系選択科目を記載する。)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の所定単位については、平成 16 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 17 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 18 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 100 名から 110 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 110 名から 112 名に変更した。基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 21 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 112 名から 114 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項、第 13 条第 1 項の改正規定は、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前どおりとする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 114 名から 116 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 116 名から 118 名に変更した。)

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 118 名(臨時定員 8 名含む)から 110 名(恒久定員)に変更した。)ただし、様式 1 については平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 | 平成 35 年度 | 平成 36 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 121      | 121      | 110      | 110      | 110      | 110      | 110      |
| 総定員  | 697      | 704      | 700      | 696      | 690      | 682      | 671      |

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入学定員 | 126     | 126     | 110     | 110     | 110     | 110     | 110     |
| 総定員  | 716     | 728     | 722     | 714     | 703     | 692     | 676     |

#### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員 | 123   | 110   | 110   | 110   | 110   | 110   |
| 総定員  | 735   | 727   | 716   | 705   | 689   | 673   |

#### 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条、第10条の改正規定は、令和5年度第1学年から学年進行で適用し、その他の学年については従前どおりとする。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 入学定員 | 125   | 110   | 110   | 110   | 110   | 110    |
| 総定員  | 742   | 731   | 720   | 704   | 688   | 675    |

#### 附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正規定は、令和6年度第1学年から学年進行で適用する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 入学定員 | 125   | 110   | 110   | 110   | 110    | 110    |
| 総定員  | 746   | 735   | 719   | 703   | 690    | 675    |

#### 附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 入学定員 | 125   | 110   | 110   | 110    | 110    | 110    |
| 総定員  | 750   | 734   | 718   | 705    | 690    | 675    |

#### 附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和8年度から令和13年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 年度   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 入学定員 | 125   | 110   | 110    | 110    | 110    | 110    |
| 総定員  | 749   | 733   | 720    | 705    | 690    | 675    |

別表1 (授業時限配当表)

別表1  
授業時限配当表

| 区分          | 構成              | 学年                   |                  | 1年                |         |      | 2年  |     |     | 3年  |    |      | 4年 |      |      | 5年  |     |     | 6年 |     |     | 時限数 |     |    |     |    |
|-------------|-----------------|----------------------|------------------|-------------------|---------|------|-----|-----|-----|-----|----|------|----|------|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|
|             |                 | 学期                   |                  | I                 | II      | III  | I   | II  | III | I   | II | III  | I  | II   | III  | I   | II  | III | I  | II  | III |     |     |    |     |    |
|             |                 | 授業科目                 | 単位数              | 全期                | 試験      | 全期   | 試験  | 全期  | 試験  | 全期  | 試験 | 全期   | 試験 | 全期   | 試験   | 全期  | 試験  | 全期  | 試験 | 全期  | 試験  |     |     |    |     |    |
| 医断型         | 医学基礎プログラム       | 医学概論                 | 医学概論1 ※          | 1.0               | 8       | ○    |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 8   |    |     |    |
|             |                 |                      | 医学概論2 ※          |                   | 8       |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 8  |     |    |
|             |                 |                      | 医学総合プログラム1       | 1.0               |         |      | 20  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 20 |     |    |
|             |                 |                      | 医学実地演習1          | 2.5               |         |      | 60  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 60 |     |    |
|             |                 |                      | 基礎科学特別講義         | 0.5               |         |      | 10  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 10 |     |    |
|             |                 |                      | まじろ公・人文社会科学      | 生命倫理 ※            |         | 8    |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 8   |    |
|             |                 |                      |                  | 社会学 ※             |         | 4    |     | 4   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 8   |    |
|             |                 |                      |                  | 医療人類学 ※           |         | 4    |     | 4   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 8   |    |
|             |                 |                      |                  | 人文社会科学(哲学他から選択) ※ |         | 4    |     | 4   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 8   |    |
|             |                 |                      | 科学的探究            | 科学的探究1            | 0.5     | 8    | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 8   |    |
|             |                 |                      | 行動科学             | 行動科学1             | 0.5     |      | 8   | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 8   |    |
|             |                 |                      | 医療情報科学・データサイエンス  | 医療情報科学・データサイエンス1  | 1.0     | 20   | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 20  |    |
|             |                 |                      | 外国語教育            | 英語1               | 1.0     | 24   | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 24  |    |
|             |                 | 思積型                  | 医学基礎プログラム        | 英語1               |         | 3.5  | 49  |     | 49  |     | 8  | ○    |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 88  |    |
|             |                 |                      |                  | 数教養教育             | 数学      | 1.5  | 19  |     | 19  | ○   |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 20 |
|             | スポーツ科学          |                      |                  | 1.5               | 18      |      | 18  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 36 |     |    |
| 生命科学基礎      | 生命科学基礎          |                      |                  | 1.0               | 16      | ○    |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 16 |     |    |
| 生命科学概論      | 生命科学概論(生物)      |                      |                  | 4.5               | 28      |      | 52  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 80  |    |
|             | 生命科学概論(化学)      |                      |                  | 2.5               | 32      |      | 16  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 48  |    |
|             | 生命科学概論(物理)      |                      |                  | 1.0               |         | 16   | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 16  |    |
| 個体の構成と機能    | 細胞の構造と機能        |                      |                  | 2.5               |         |      | 32  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 32  |    |
|             | 組織・臓器の発生・構造と機能1 |                      |                  | 2.0               |         |      | 54  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 54  |    |
|             | 個体の正常構造と機能1     |                      |                  | 0.5               |         |      | 13  | ○   |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 13  |    |
| 1年小計        |                 |                      |                  | 30.5              | 232     | ⑤    | 262 | ⑤   | 107 | ⑤   |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     | 601 |     |    |     |    |
| 医断型         | 医学基礎プログラム       |                      |                  | 医学総合プログラム2        |         | 0.5  |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 12  |    |
|             |                 |                      |                  | 医事法学              |         | 1.0  |     |     |     | 10  | ○  |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 10 |
|             |                 |                      |                  | 医学実地演習2           |         | 1.0  |     |     |     |     |    | 25   | ○  |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 25 |
|             |                 |                      |                  | 医療福祉論・医療倫理学       | 医療福祉論 ※ | 2.0  |     |     |     |     |    | 10   |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 10 |
|             |                 |                      | 医療倫理学 ※          |                   |         |      |     | 5   |     | 10  | ○  |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 15  |    |
|             |                 | 科学的探究                | 科学的探究2           | 0.5               |         |      |     |     |     |     | 10 | ○    |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 10  |    |
|             |                 | 行動科学                 | 行動科学2            | 1.5               |         |      |     | 12  |     | 8   | ○  |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 20  |    |
|             |                 | 医療情報科学・データサイエンス      | 医療情報科学・データサイエンス2 | 1.0               |         |      |     | 13  |     | 7   | ○  |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 20  |    |
|             |                 | 外国語教育                | 英語2              | 0.5               |         |      |     | 8   |     | 7   | ○  |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 15  |    |
|             |                 | 社会医学                 | 社会医学1            | 疫学と予防医学 ※         |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 |                      |                  | 生活習慣とリスク ※        |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 |                      |                  | 社会・環境と健康 ※        |         |      |     |     |     |     |    |      | 23 |      | (37) |     | (○) |     |    |     |     |     |     |    |     | 23 |
|             |                 |                      |                  | 地域医療・地域保健 ※       |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 | 社会医学2                | 死と法 ※            |                   |         |      |     |     |     |     |    | 20   |    | (30) |      | (○) |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 20 |
|             |                 |                      | 診療情報と諸証明書 ※      |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 統計学         |                 | 1.0                  |                  |                   |         | 15   | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 15  |    |     |    |
| 運動生理学       |                 | 1.0                  |                  |                   |         | 10   | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 10  |    |     |    |
| 個体の構成と機能    | 組織・臓器の発生・構造と機能2 | 1.5                  |                  |                   |         | 42   | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 42  |    |     |    |
|             | 個体の正常構造と機能2     | 4.0                  |                  |                   |         | 114  | ○   |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 114 |    |     |    |
|             | 刺激受容と情報伝達       | 5.5                  |                  |                   |         | 60   |     | 30  | ○   |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 90  |    |     |    |
| 個体の反応       | 生体の構成物質         | 4.0                  |                  |                   |         |      |     | 90  | ○   |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 90 |     |    |
|             | 恒常性の調節機構        | 1.0                  |                  |                   |         |      |     |     | 14  | ○   |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 14 |     |    |
|             | 生体と微生物          | 2.5                  |                  |                   |         |      |     |     | 34  | ○   |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 34 |     |    |
| 免疫と生体防御     | 1.5             |                      |                  |                   |         |      |     | 19  | ○   |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 19  |    |     |    |
| 薬物・放射線と生体   | (3.5)           |                      |                  |                   |         |      |     |     |     | 20  |    | (40) |    | (○)  |      |     |     |     |    |     |     |     | 20  |    |     |    |
| 病因と病態       | (3.0)           |                      |                  |                   |         |      |     |     |     | 22  |    | (21) |    | (○)  |      |     |     |     |    |     |     |     | 22  |    |     |    |
| 2年小計        |                 |                      |                  | 30.0              |         |      |     | 289 | ⑤   | 254 | ⑤  | 107  | ⑤  |      |      |     |     |     |    |     |     |     | 650 |    |     |    |
| 医断型         | 医学基礎プログラム       | 医学総合プログラム3・生体システムの概念 |                  | 1.5               |         |      |     |     |     |     |    |      | 9  |      | 6    |     | 30  | ○   |    |     |     |     |     | 45 |     |    |
|             |                 | 医学実地演習3              |                  | 0.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    | 7    |      | 0   |     |     |    |     |     |     |     | 7  |     |    |
|             |                 | 疫候学・臨床医学概論           | 疫候学 ※            | 4.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      | 40   |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 40  |    |
|             |                 |                      | 臨床医学概論 ※         |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      | 10   |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 10  |    |
|             |                 | 国際保健                 |                  | 0.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      | 5    |     | 0   |     |    |     |     |     |     |    | 5   |    |
|             |                 | 医学工学                 |                  | 0.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      | 5    |     | 0   |     |    |     |     |     |     |    | 5   |    |
|             |                 | 科学的探究                | 科学的探究3           | 6.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     | 240 |     | 0  |     |     |     |     |    | 240 |    |
|             |                 | 行動科学                 | 行動科学3            | 0.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      | 5   |     | 0   |    |     |     |     |     |    | 5   |    |
|             |                 | 医療情報科学・データサイエンス      | 医療情報科学・データサイエンス3 | 0.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      | 7   |     | 0   |    |     |     |     |     |    | 7   |    |
|             |                 | 外国語教育                | 英語3              | 0.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      | 7   |     | 0   |    |     |     |     |     |    | 7   |    |
|             |                 | 社会医学                 | 社会医学1            | 疫学と予防医学 ※         |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 |                      |                  | 生活習慣とリスク ※        |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 |                      |                  | 社会・環境と健康 ※        |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 |                      |                  | 地域医療・地域保健 ※       |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
|             |                 | 社会医学2                | 死と法 ※            |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 診療情報と諸証明書 ※ |                 |                      |                  |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 薬物・放射線と生体   | 3.5             |                      |                  |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 病因と病態       | 3.0             |                      |                  |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |    |
| 思積型         | 器官の正常と異常・診断と治療  | 循環器                  |                  | 2.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     | 25 |     |    |
|             |                 | 神経                   |                  | 2.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 28  |    |
|             |                 | 呼吸器                  |                  | 2.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 28  |    |
|             |                 | 感染症                  |                  | 1.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 18  |    |
|             |                 | 腫瘍・放射線               | 腫瘍 ※             |                   | 1.0     |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 8  |
|             |                 |                      | 放射線 ※            |                   |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 5  |
|             |                 | 消化器                  |                  | 2.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 35  |    |
|             |                 | 内分泌・代謝               |                  | 1.5               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 21  |    |
|             |                 | 腎・泌尿器                |                  | 2.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 28  |    |
|             |                 | 血液                   |                  | 1.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 15  |    |
|             |                 | アレルギー・膠原病            |                  | 1.0               |         |      |     |     |     |     |    |      |    |      |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 15  |    |
|             |                 | 3年小計                 |                  |                   |         | 45.5 |     |     |     |     |    |      |    |      |      | 241 | ⑤   | 372 | ⑤  | 192 | ⑤   |     |     |    | 735 |    |

別表1  
授業時間配当表

| 区分                           | 構成                  | 学年               |                   | 1年   |     |     | 2年  |    |     | 3年  |     |     | 4年 |     |     | 5年  |       |     | 6年  |    |     | 時間数 |   |       |     |    |   |  |
|------------------------------|---------------------|------------------|-------------------|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|-----|-----|---|-------|-----|----|---|--|
|                              |                     | 学期               |                   | I    | II  | III | I   | II | III | I   | II  | III | I  | II  | III | I   | II    | III | I   | II | III |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 授業科目             | 単位数               | 全期   | 試験  | 全期  | 試験  | 全期 | 試験  | 全期  | 試験  | 全期  | 試験 | 全期  | 試験  | 全期  | 試験    | 全期  | 試験  | 全期 | 試験  |     |   |       |     |    |   |  |
| 縦断型                          | 医学基礎プログラム           | 救急医学             | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 18  | ○   |       |     |     |    |     |     |   | 18    |     |    |   |  |
|                              |                     | 形成・再建・再生・移植      | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 10  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 10  |    |   |  |
|                              |                     | 医療の質と安全          | 医療安全 ※            | 1.0  |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     | 2  |   |  |
|                              |                     |                  | 作業 ※              |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     | 2  |   |  |
|                              |                     |                  | 感染防御 ※            |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    | 2 |  |
|                              |                     |                  | プロフェッショナルリズム ※    |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    | 2 |  |
|                              |                     | 医学総合プログラム4       | 0.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 15  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 15  |    |   |  |
|                              |                     | 基本臨床実習           | 3.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       | 144 |    |   |  |
|                              |                     | 行動科学             | 行動科学4             | 0.5  |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 3   | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 3   |    |   |  |
|                              |                     | 医療情報科学・データサイエンス  | 医療情報科学・データサイエンス4  | 0.5  |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 5   | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 5   |    |   |  |
| 外国語教育                        | 英語4                 | 0.5              |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 5   | ○   |     |       |     |     |    |     |     | 5 |       |     |    |   |  |
| 専断型                          | 器官の正常と異常・診断と治療      | 生殖機能・妊娠と分娩・乳房    | 2.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 30  | ○   |       |     |     |    |     |     |   |       | 30  |    |   |  |
|                              |                     | 成長と発達・加齢と老化・遺伝医療 | 成長と発達・加齢と老化 ※     | 1.0  |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 10  | ○     |     |     |    |     |     |   |       |     | 10 |   |  |
|                              |                     |                  | 遺伝医療 ※            |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     | 2     | ○   |     |    |     |     |   |       |     | 2  |   |  |
|                              |                     | 運動・感覚・リハビリテーション  | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 14  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 14  |    |   |  |
|                              |                     | 医学基礎プログラム        | リハビリテーション ※       | 1.5  |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 4   | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 4   |    |   |  |
|                              |                     | 年齢               | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 10  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 10  |    |   |  |
|                              |                     | 皮膚               | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 14  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 14  |    |   |  |
|                              |                     | 眼科               | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 14  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 14  |    |   |  |
|                              |                     | 精神医学             | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 17  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 17  |    |   |  |
|                              |                     | 耳鼻咽喉科            | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     | 14  | ○     |     |     |    |     |     |   |       | 14  |    |   |  |
| 4年小計                         |                     | 19.5             |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    | 196 | ◎   | 144 | ①     |     |     |    |     |     |   | 340   |     |    |   |  |
| 専断型                          | クリニカルクラークシップ (臨床実習) | 内科学              | 循環器内科学 ※          | 18.0 |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 神経内科学 ※           |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 腎臓内科学 ※           |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | アレルギー・膠原病・皮膚内科学 ※ |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 血液内科学 ※           |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 消化器内科学 ※          |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 外科学              | 内分泌腫瘍代謝内科学 ※      | 10.0 |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 呼吸器・腫瘍内科学 ※       |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 消化器外科学 ※          |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 乳癌外科学 ※           |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 内分泌外科学 ※          |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     |                  | 呼吸器外科学 ※          |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 産婦人科学            | 3.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 小児科学             | 3.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 精神医学             | 2.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 放射線医学            | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 麻酔科学             | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 泌尿器科学            | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 皮膚科学             | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 形成外科学            | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 整形外科             | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 脳神経外科学           | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 救急医学             | 2.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 集中治療医学           | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 総合医療学            | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 地域医療             | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 耳鼻咽喉科学           | 1.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 眼科               | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | 病理学              | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
|                              |                     | リハビリテーション学       | 1.0               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
| 選択クリニカルクラークシップ               | 8.0                 |                  |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   |       |     |    |   |  |
| クリニカルクラークシップ (臨床実習) 小計       |                     | 64.5             |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 750 |     | 1,419 |     |     | ◎  | 264 |     |   | 2,442 |     |    |   |  |
| 縦断型                          | 医学基礎プログラム           | 臨床実習総括           | 2.5               |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 30    |     |    |   |  |
| 社会医学                         | 社会医学3               | 1.5              |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 20    |     |    |   |  |
| 6年小計                         |                     | 4.0              |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 50    |     |    |   |  |
| 1年合計                         |                     | 30.5             | 232               | ◎    | 262 | ◎   | 107 | ◎  |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 601   |     |    |   |  |
| 2年合計                         |                     | 30.0             |                   |      |     |     | 289 | ◎  | 254 | ◎   | 107 | ◎   |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 650   |     |    |   |  |
| 3年合計                         |                     | 45.5             |                   |      |     |     |     |    |     | 241 | ◎   | 372 | ◎  | 122 | ◎   |     |       |     |     |    |     |     |   | 735   |     |    |   |  |
| 4年合計                         |                     | 19.5             |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 196 | ◎   | 144   | ◎   | 759 |    |     |     |   | 1,099 |     |    |   |  |
| 5 (クリニカルクラークシップ (臨床実習) ) 年合計 |                     | 64.5             |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     | 1,419 |     |     | ◎  |     |     |   | 1,419 |     |    |   |  |
| 6年合計                         |                     | 4.0              |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 314   |     |    |   |  |
| 総計                           |                     | 194.0            |                   |      |     |     |     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |       |     |     |    |     |     |   | 4,818 |     |    |   |  |

(1)本カリキュラムは、縦断型科目と専断型科目で区分される。  
(2)縦断型科目は、医学基礎プログラム、科学的探究、行動科学、医療情報科学・データサイエンス、外国語教育、社会医学で構成される。  
(3)専断型科目は、救急教育、生命科学基礎、生命科学概論、個体の構造と機能、個体の反応、器官の正常と異常・診断と治療、クリニカルクラークシップ (臨床実習) で構成される。  
(4)授業は、学期、学年末試験を除き原則として年間34週行う。1学期13週、2学期は14週及び3学期は17週とする。  
(5)数字は授業時間数を示す。(1時間=70分)  
(6)◎印は、試験時期を示す。  
(7)※はユニット科目として位置づける。  
注) 生命科学基礎 (物理、化学、生物) において、入学選抜試験で選択しなかった科目を履修すること。  
注) 全て必修科目とする。  
注) 3年1学期13週、2学期15週、3年3学期は8週とする。  
注) 4年1学期12週、2学期14週、3学期10週、5年1学期15週、2学期は17週、3学期は8週とする。  
注) すべての科目、1時間70分で行う。  
注) 4年から6年の二重枠は、それぞれの期間の臨床実習科目であり、その配分については別に定める。  
注) 臨床実習は、1日5時間、1週33時間とする。

別表2(授業時限配当表)

別表2

授業時限配当表

| 区分       |            | 授業科目           | 必修・選択      | 単位数  | 備考          | 配当年次・時限数   |    |    |    |  |
|----------|------------|----------------|------------|------|-------------|------------|----|----|----|--|
|          |            |                |            |      |             | 1年         | 2年 | 3年 | 4年 |  |
| 健康科学基礎科目 | 語学         | 英語Ⅰ            | 必修         | 1.0  | 必修          | 15         |    |    |    |  |
|          |            | 英語Ⅱ            | 必修         | 1.0  | 2単位         | 15         |    |    |    |  |
|          | 自然科学と情報科学  | 自然科学(物理・化学・生物) | 必修         | 2.0  | 選択必修<br>7単位 | 15         |    |    |    |  |
|          |            | AI・データサイエンス入門  | 必修         | 2.0  |             | 15         |    |    |    |  |
|          |            | AI・データサイエンス発展  | 選択         | 1.0  |             | 8          |    |    |    |  |
|          |            | スポーツ健康科学       | 必修         | 2.0  |             | 15         |    |    |    |  |
|          |            | 環境と人間          | 選択         | 1.0  |             | 8          |    |    |    |  |
|          | 人文科学と社会科学  | 社会学            | 必修         | 1.0  | 必修<br>3単位   | 8          |    |    |    |  |
|          |            | 人間関係論          | 必修         | 1.0  |             | 8          |    |    |    |  |
|          |            | 倫理学            | 必修         | 1.0  |             | 8          |    |    |    |  |
|          |            | 哲学             | 選択         | 1.0  | 選択必修<br>1単位 | 8          |    |    |    |  |
|          |            | 心理学            | 選択         | 1.0  | 8           |            |    |    |    |  |
|          |            | 経済学            | 選択         | 1.0  | 選択必修<br>1単位 | 8          |    |    |    |  |
|          |            | 法学             | 選択         | 2.0  | 15          |            |    |    |    |  |
|          |            | 地域社会と医療・健康     | 選択         | 1.0  | 選択必修<br>1単位 | 8          |    |    |    |  |
|          | 国際社会と医療・健康 | 選択             | 1.0        | 8    |             |            |    |    |    |  |
|          | 導入教育       | 日本医大入門         | 必修         | 1.0  | 必修<br>3単位   | 8          |    |    |    |  |
|          |            | キャリア教育         | 必修         | 1.0  |             | 8          |    |    |    |  |
|          |            | 救急医療と災害医療      | 必修         | 1.0  |             | 8          |    |    |    |  |
|          |            |                | 計(卒業要件単位数) |      | 18.0        |            |    |    |    |  |
| 専門科目     | 医療基礎科目     | 人体の構造と機能       | 形態機能・生理学Ⅰ  | 必修   | 2.0         | 必修<br>26単位 | 15 |    |    |  |
|          |            |                | 形態機能・生理学Ⅱ  | 必修   | 2.0         |            | 15 |    |    |  |
|          |            |                | 生化学        | 必修   | 1.0         |            | 8  |    | 8  |  |
|          |            |                | 免疫学        | 必修   | 1.0         |            |    | 8  |    |  |
|          |            | 健康障害と治療        | 成人疾病学      | 必修   | 2.0         |            |    | 15 |    |  |
|          |            |                | 小児疾病学      | 必修   | 1.0         |            |    | 8  |    |  |
|          |            |                | 母性疾病学      | 必修   | 1.0         |            |    | 8  |    |  |
|          |            |                | 老年疾病学      | 必修   | 1.0         |            |    | 8  |    |  |
|          |            |                | 臨床心理学      | 必修   | 2.0         |            |    | 15 |    |  |
|          |            |                | 臨床病理学      | 必修   | 1.0         |            |    | 8  |    |  |
|          | 微生物学       |                | 必修         | 1.0  |             |            | 8  |    |    |  |
|          | 健康支援と社会環境  | 臨床栄養学          | 必修         | 1.0  |             |            | 8  |    |    |  |
|          |            | 臨床薬理学          | 必修         | 1.0  |             |            | 8  |    |    |  |
|          |            | 医療統計学          | 必修         | 1.0  |             |            | 8  |    |    |  |
|          |            | 医療情報学          | 必修         | 1.0  |             |            | 8  |    |    |  |
|          |            | 公衆衛生学          | 必修         | 2.0  |             |            | 15 |    |    |  |
|          |            | 疫学             | 必修         | 2.0  |             |            | 15 |    |    |  |
|          |            | 保健統計学          | 必修         | 2.0  |             |            |    | 15 |    |  |
|          |            | 看護保健学研究概論      | 必修         | 1.0  |             |            |    | 8  |    |  |
|          |            | 計(卒業要件単位数)     |            | 26.0 |             |            |    |    |    |  |

別表2

授業時限配当表

| 区分         |             | 授業科目       | 必修・選択             | 単位数  | 備考   | 配当年次・時限数     |       |    |    |    |
|------------|-------------|------------|-------------------|------|------|--------------|-------|----|----|----|
|            |             |            |                   |      |      | 1年           | 2年    | 3年 | 4年 |    |
| 専門科目       | 基礎看護学<br>科目 | 基礎看護学      | 看護学概論             | 必修   | 2.0  | 必修<br>19単位   | 15    |    |    |    |
|            |             |            | 看護過程論             | 必修   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 基礎看護学方法論          | 必修   | 1.0  |              | 8     |    |    |    |
|            |             |            | 基礎看護学方法演習Ⅰ        | 必修   | 2.0  |              | 30    |    |    |    |
|            |             |            | 基礎看護学方法演習Ⅱ        | 必修   | 2.0  |              |       | 30 |    |    |
|            |             |            | 基礎看護学実習Ⅰ          | 必修   | 1.0  |              | 15    |    |    |    |
|            |             |            | 基礎看護学実習Ⅱ          | 必修   | 2.0  |              |       | 30 |    |    |
|            |             |            | 臨床アセスメント学         | 必修   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 看護倫理学             | 必修   | 1.0  |              | 8     |    |    |    |
|            |             |            | 家族看護学             | 必修   | 1.0  |              | 8     |    |    |    |
|            |             |            | 看護管理学             | 必修   | 1.0  |              |       |    |    | 8  |
|            |             |            | 医療安全学             | 必修   | 1.0  |              |       | 8  |    |    |
|            |             |            | 国際看護学             | 必修   | 1.0  |              |       |    |    | 8  |
|            |             |            | 創造的看護論            | 選択   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            | 計(卒業要件単位数)  |            |                   |      | 19.0 |              |       |    |    |    |
|            | 臨床看護学<br>科目 | 成人看護学      | 成人看護学概論           | 必修   | 1.0  | 必修17単位       |       | 8  |    |    |
|            |             |            | 周術期看護学            | 必修   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | クリティカルケア看護学       | 必修   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 慢性期看護学            | 必修   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 緩和ケア看護学           | 必修   | 1.0  |              |       | 8  |    |    |
|            |             |            | 成人看護学演習           | 必修   | 1.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 周術期・クリティカルケア看護学実習 | 必修   | 3.0  |              |       |    |    | 45 |
|            |             |            | 慢性期・緩和ケア看護学実習     | 必修   | 3.0  |              |       |    |    | 45 |
|            |             |            | 看護のための放射線学        | 必修   | 2.0  |              |       |    |    | 15 |
|            |             |            | 高度先進医療看護学         | 選択   | 1.0  |              | 選択1単位 |    |    |    |
|            |             | 精神看護学      | 精神看護学概論           | 必修   | 2.0  | 必修6単位        |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 精神看護学             | 必修   | 2.0  |              |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 精神看護学実習           | 必修   | 2.0  |              |       |    |    | 30 |
|            |             | 計(卒業要件単位数) |                   |      |      | 23.0         |       |    |    |    |
|            | 母子看護学<br>科目 | 母性看護学      | 母性看護学概論           | 必修   | 2.0  | 選択必修<br>13単位 |       | 15 |    |    |
|            |             |            | 母性看護学演習           | 必修   | 2.0  |              |       | 30 |    |    |
|            |             |            | 母性看護学実習           | 必修   | 2.0  |              |       |    |    | 30 |
|            |             |            | 遺伝看護学             | 選択   | 1.0  |              |       |    |    | 8  |
| 小児看護学      |             | 小児看護学概論    | 必修                | 2.0  |      |              |       |    | 15 |    |
|            |             | 小児看護学演習    | 必修                | 2.0  |      |              |       |    | 30 |    |
|            |             | 小児看護学実習    | 必修                | 2.0  |      |              |       |    |    | 30 |
|            |             | 子育て支援看護学   | 選択                | 1.0  |      |              |       |    | 8  |    |
| 計(卒業要件単位数) |             |            |                   | 13.0 |      |              |       |    |    |    |

別表2

授業時限配当表

| 区分             |           | 授業科目         | 必修・選択      | 単位数        | 備考         | 配当年次・時限数                 |    |    |    |  |
|----------------|-----------|--------------|------------|------------|------------|--------------------------|----|----|----|--|
|                |           |              |            |            |            | 1年                       | 2年 | 3年 | 4年 |  |
| 老年・地域看護学<br>科目 | 老年看護学     | 老年看護学概論      | 必修         | 1.0        | 必修<br>15単位 |                          | 8  |    |    |  |
|                |           | 老年看護学Ⅰ       | 必修         | 1.0        |            |                          |    | 8  |    |  |
|                |           | 老年看護学Ⅱ       | 必修         | 2.0        |            |                          |    | 15 |    |  |
|                |           | 老年看護学実習      | 必修         | 3.0        |            |                          |    |    | 45 |  |
|                | 地域・在宅看護学  | リハビリテーション看護学 | 必修         | 1.0        |            |                          | 8  |    |    |  |
|                |           | コミュニティケア論    | 必修         | 1.0        |            |                          | 8  |    |    |  |
|                |           | 地域・在宅看護学Ⅰ    | 必修         | 1.0        |            |                          |    | 8  |    |  |
|                |           | 地域・在宅看護学Ⅱ    | 必修         | 2.0        |            |                          |    | 15 |    |  |
|                |           | 広域災害看護活動論    | 必修         | 1.0        |            |                          |    | 8  |    |  |
|                |           | 地域・在宅看護学実習   | 必修         | 2.0        |            |                          |    |    | 30 |  |
|                |           |              | 計（卒業要件単位数） |            |            | 15.0                     |    |    |    |  |
|                | 公衆衛生看護学   | 保健医療福祉行政論    | 選択         | 2.0        |            | 保健師<br>コース<br>必修<br>13単位 |    |    | 15 |  |
|                |           | 公衆衛生看護学Ⅰ     | 選択         | 2.0        |            |                          |    |    | 15 |  |
|                |           | 公衆衛生看護学Ⅱ     | 選択         | 2.0        |            |                          |    |    | 15 |  |
| 公衆衛生看護学演習      |           | 選択           | 2.0        |            |            |                          |    | 30 |    |  |
| 公衆衛生看護学実習      |           | 選択           | 4.0        |            |            |                          |    | 60 |    |  |
| コミュニティケア実習     |           | 選択           | 1.0        |            |            |                          | 15 |    |    |  |
|                |           | 計（卒業要件単位数）   |            | (13.0)     |            |                          |    |    |    |  |
| 看護の統合と実践       | 多職種連携論    | 必修           | 1.0        | 必修<br>11単位 |            | 8                        |    |    |    |  |
|                | 多職種連携演習   | 必修           | 1.0        |            |            |                          | 15 |    |    |  |
|                | 救急看護学     | 必修           | 1.0        |            |            |                          | 8  |    |    |  |
|                | 災害看護学     | 必修           | 1.0        |            |            |                          | 8  |    |    |  |
|                | 救急看護学実習   | 必修           | 1.0        |            |            |                          | 15 |    |    |  |
|                | 救急看護実践演習  | 必修           | 1.0        |            |            |                          |    | 15 |    |  |
|                | 看護学統合実習   | 必修           | 2.0        |            |            |                          |    | 30 |    |  |
|                | 看護学統合実践演習 | 必修           | 1.0        |            |            |                          |    | 15 |    |  |
|                | 看護学卒業研究   | 必修           | 2.0        |            |            |                          |    | 30 |    |  |
|                |           |              | 計（卒業要件単位数） |            |            | 11.0                     |    |    |    |  |
|                |           | 合計（卒業要件単位数）  |            | 125.0      |            |                          |    |    |    |  |

別表 3

| 学部     | 学科目名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医学     | <p>基礎科学<br/>生物学、物理学、化学、数学、スポーツ科学、英語、心理学、行動科学、哲学、倫理学、歴史学、文化人類学、法学、国文学、社会学、経済</p> <p>基礎医学<br/>解剖学（分子解剖学）、解剖学（生体構造学）、生理学（システム生理学）生理学（生体統御学）、生化学・分子生物学（代謝・栄養学）、生化学・分子生物学（分子遺伝学）、薬理学、病理学（解析人体病理学）、病理学（統御機構・腫瘍学）、微生物学・免疫学、衛生学・公衆衛生学、法医学、医療管理学</p> <p>臨床医学<br/>内科学、精神医学、小児科学、放射線医学、皮膚科学、総合医療学、リハビリテーション学、外科学、脳神経外科学、整形外科学、産婦人科学、耳鼻咽喉科学、泌尿器科学、眼科学、麻酔科学、救急医学、形成外科学</p> |
| 医療健康科学 | 健康科学基礎、医療基礎・基礎看護学、臨床看護学、母子看護学、老年・地域看護学                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

様式 1

Number

番号

Nippon Medical School

卒業証書・学位記

hereby confers upon

(氏名)

年月日生

who has successfully completed the course of study prescribed by the School the degree of

本学所定の課程を修めて

Bachelor of Medicine

本学を卒業したことを認め

(年月日)

学士(医学)の学位を授与する

印

大醫日  
學科本

[signature]

学長氏名

日本医科大学長 (氏名)

長科日  
之大本  
印學醫

President of Nippon Medical School

Number

第 号

# Nippon Medical School

hereby confers upon

(氏 名)

who has successfully completed the course of  
study prescribed by the School the degree of

## Bachelor of Science in Nursing

( 年 月 日)

醫 学

[signature]

学 長 氏 名

President of Nippon Medical School

# 卒業証書・学位記

( 氏 名 )

年 月 日生

本学所定の課程を修めて

本学を卒業したことを認め

学士（看護学）の学位を授与する

大 醫 日  
學 科 本

年 月 日

日本医科大学長 (氏 名)

長科日  
之大本  
印學醫

## (2) 日本医科大学医療健康科学部履修細則

(令和8年4月1日細則)

(目的)

第1条 この細則は、日本医科大学学則(以下「学則」という。)第9条第7項に基づき、医療健康科学部の履修等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、必修科目とは、必ず修得しなければならない授業科目をいう。

2 この細則において、選択必修科目とは、定められた科目の中から選択のうえ、必ず修得しなければならない授業科目をいう。

3 この細則において、選択科目とは、定められた科目の中から選択し、履修する授業科目をいう。

(必修科目)

第3条 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

2 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

(履修登録及び履修)

第4条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

(履修制限)

第5条 各年次の履修登録上限単位数は49単位とし、この単位数を超えて履修することはできない。

(授業時間)

第6条 授業時間は、1時限90分とする。

2 授業時間は次の時限に区分する。

| 時限 | 時間            |
|----|---------------|
| 1限 | 8時40分～10時10分  |
| 2限 | 10時20分～11時50分 |
|    | (昼休み)         |
| 3限 | 13時00分～14時30分 |
| 4限 | 14時40分～16時10分 |
| 5限 | 16時20分～17時50分 |

(試験)

第7条 試験は、每学期1回以上行うことを原則とする。

2 試験は、筆答試験及びレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。

(再試験)

第8条 各授業科目の成績が合格の水準に達していない者に対しては、再試験を行う。

2 再試験の成績評価については、第13条2項に定める。

3 再試験を受ける者は、試験日程掲示後所定の期間内に所定の試験料を添えて手続をするものとする。

(追試験)

第9条 追試験の実施は、科目担当教員の判断で実施の有無及び対象学生を決める。

2 追試験は、病気又は止むを得ない事情で試験が受けられなかった者に対し行う。ただし、再試験の追試験及び追試験の追試験は、大学が出席停止を命じた場合その他の止むを得ない事情として学長が認めた場合を除き、行わない。

3 追試験を受験しようとする者は、欠席したその試験当日中に、武蔵小杉校舎事務室に連絡し、3日以内に、その理由に必要な書類を添えて、学長に届出、許可を得るものとする。

(試験時間割)

第10条 定期試験の時間割表は、定期試験開始日の2週間前までに学生に発表する。

(受験資格)

第11条 受験資格は学則第9条第4項により与えられるものとする。

2 学則第9条第4項による受験資格の有無は試験前日までに発表するものとする。

(成績)

第12条 成績の評価は、学則第9条第2項に基づき行う。

2 再試験に合格した場合、その成績評価は60点とする。

(GPA)

第13条 グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)は、全履修科目の成績の平均値を表す値であり、各履修科目の単位数にその科目で得たグレード・ポイント(以下「GP」という。)を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算定する。

【学年 GPA 算出の計算式】

$$\text{学年 GPA} = \frac{([\text{当該年次の履修科目の単位数}] \times [\text{その科目で得た GP}]) \text{の総和}}{\text{当該年次の履修科目数単位数の総和}}$$

【累積 GPA 算出の計算式】

$$\text{累積 GPA} = \frac{([\text{在学期間の総履修科目の単位数}] \times [\text{その科目で得た GP}]) \text{の総和}}{\text{在学期間の総履修単位数の総和}}$$

2 評価ごとの GP は次のとおりとする。

| 評語    | 修了認定基準 | GP | 評価基準                    | 100点満点上の目安  |
|-------|--------|----|-------------------------|-------------|
| 秀 (S) | 合格     | 4  | 到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている | 90点以上       |
| 優 (A) |        | 3  | 到達目標を達成し、優秀な成績を修めている    | 80点以上 90点未満 |
| 良 (B) |        | 2  | 到達目標を達成し、良好な成績を修めている    | 70点以上 80点未満 |

|        |     |   |                 |               |
|--------|-----|---|-----------------|---------------|
| 可 (C)  |     | 1 | 到達目標を達成している     | 60 点以上 70 点未満 |
|        |     |   | 再試験で到達目標を達成している | 60 点          |
| 不可 (D) | 不合格 | 0 | 到達目標を達成していない    | 60 点未満        |

3 前年度までの GPA が所定の数値以上の場合、第 6 条に定める当該年度の履修登録上限単位数を緩和する。

(進級・卒業認定)

第 14 条 次に掲げる要件を満たした者については、医療健康科学部教授会の議を経て、進級又は卒業を認定する。

(1) 1 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。

(2) 2 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。

(3) 3 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。なお、保健師コースの者については、上記に加え選択科目 7 単位全てを修得すること。

(4) 4 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。なお、保健師コースの者については、上記に加え選択科目 6 単位全てを修得すること。

2 進級要件を満たさない場合は留年（原級にとどまること）となる。留年した場合は、教務部委員会の指示の下、不合格となった必修科目および選択必修科目を再履修すること。

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、医療健康科学部教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (3) 日本医科大学学生の休学時の学費減免に関する細則

(令和5年4月1日細則第1号)

(目的)

第1条 この細則は、日本医科大学学則（以下「学則」という。）第33条に定める、休学中の者の学費減免に関する事項を定めることを目的とする。

(減免する学費)

第2条 減免の対象となる学費は、学則第30条に定める授業料、施設整備費及び実習費とする。

(減免の適用)

第3条 疾病、傷害又は経済的理由による休学において、学長が認めた場合は、減免措置を適用する。

2 休学者は、減免の適用を受けようとする場合、保証人連署をもって所定の用紙により願い出なければならない。

3 第1項の規定に拘らず、入学初年度の休学については、本学での学習を奨励するため、減免措置を適用しない。

(減免額)

第4条 減免額は学則第31条第1項第1号及び第2号に定める学費の金額の2分の1を限度とする。

(減免額の算定)

第5条 減免額は、休学する年度の授業料、施設整備費及び実習費の額の2分の1に、休学の日数を乗じ、休学した年度の日数で除して算定する。

2 前項の算定額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(返付)

第6条 減免の適用を受けた者が学費を既に納めている場合は、前条で算定した減免額を返付する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

## (4) 日本医科大学医療健康科学部給付奨学金規程

令和7年9月30日制定

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が、日本医科大学（以下「本学」という。）医療健康科学部の学生に対して経済的支援を行うことにより、学業のさらなる向上を促進し将来社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「給付奨学金」とは、医療健康科学部の学生に給付する日本医科大学医療健康科学部給付奨学金をいう。

2 この規程において「給付奨学生」とは、給付奨学金を受ける日本医科大学医療健康科学部給付奨学金奨学生をいう。

### (給付奨学金の資金)

第3条 給付奨学金に要する資金は、本学の予算に計上するものとする。

### (給付奨学生選考委員会)

第4条 給付奨学生を選考するため、医療健康科学部に給付奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の構成及び委員長)

第5条 委員会は、副学長（教育担当）、医療健康科学部長、看護学科長、医療健康科学学生部長及び学年担任を委員として構成し、委員長は、医療健康科学部長とする。

2 学長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

### (委員会の招集及び開催)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上が出席しなければ会議を開催できない。

### (議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (委員会の審査・選考)

第8条 給付奨学生を選考は、委員会において次に掲げる事項について審査して行うものとする。

(1) 学業成績（1年生については入学試験成績）

(2) 家庭の経済事情

(3) 人物考査

(4) 健康状態

(5) その他特殊事情

2 日本医科大学貸与奨学金規程に基づく奨学金の貸与等を受けている者（同規程第25条による特別学資ローンについて法人の保証を受けている者を含む。）は、給付奨学生となる資格を有しない。

### (給付奨学金の申請)

第9条 給付奨学金を申請する者（以下「申請者」という。）は、毎年度、次に掲げる書類を委員会に提出することとする。

(1) 日本医科大学医療健康科学部給付奨学金申請書

(2) 家計支持者及び世帯全員の所得証明書

2 前項第1号の申請書は、申請者と保証人（原則として父母）との連名によるものとする。

（給付奨学生の決定）

第10条 前条の規定により給付奨学金の申請があったときは、委員会は、第8条に定める事項について審査して選考し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、委員会の選考結果を勘案し、給付奨学生を決定する。

（給付奨学金の決定通知）

第11条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、申請者及び保証人に対して通知する。

（給付奨学金の給付額）

第12条 給付奨学金の給付額は、当該年度の授業料の全額又は半額とする。

（給付奨学金の給付方法）

第13条 給付奨学金の給付は、原則として授業料の額から当該給付額を控除する方法により行う。

（届出業務）

第14条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく届け出なければならない。

(1) 給付奨学生、保証人の氏名、住所、職業、その他重要事項の変更が生じたとき。

(2) 給付奨学生が休学又は退学したとき。

(3) 給付奨学生又は保証人の死亡、重度の心身障害、その他重大な事情の変更が生じたとき。

2 前項の届出は、第1号又は第2号該当の場合は給付奨学生と保証人との連名によるものとし、第3号該当の場合は意思表示可能ないずれか一方の単名で足りるものとする。

（資格の取消し）

第15条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を遡って取り消す。ただし、第1号ないし第3号該当の場合については、事情又は情状により、その資格を取り消さないことがある。

(1) 休学又は退学したとき。

(2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

(3) 前条の届出を怠ったとき。

(4) 第9条の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(5) その他給付奨学生としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき。

（給付奨学金の返還）

第16条 前条により給付奨学生がその資格を取り消されたときは、給付奨学金の全額を別途学長が指示する方法により、その指示する期限内に返還しなければならない。

（返還免除）

第17条 第15条により資格を取り消された給付奨学生が死亡又は重度の心身障害により、給付奨学金の全部又は一部の返還が不可能となったときは、保証人の申請により、その全部又は一部の返還を免除することができる。

（審査の補則）

第18条 第15条及び前条に規定する事項については、委員会において審査し、その可否を決定するものとする。

(事務)

第 19 条 この規程に関する事務は、事務局学事部がこれを担当する。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## (5) 日本医科大学貸与奨学金規程

平成 11 年 6 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が日本医科大学（以下「本学」という。）の学生に対して奨学金を貸与すること等の措置を講ずることにより、本学学生の就学及び育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「貸与奨学金」とは、本学学生に貸与する日本医科大学貸与奨学金をいう。

2 この規程において「貸与奨学生」とは、貸与奨学金を受ける日本医科大学貸与奨学金奨学生をいう。

3 この規程において「本人」とは、貸与奨学生又は貸与奨学生であった者をいう。

(貸与奨学金の資金)

第 3 条 貸与奨学金に要する資金は、本学の予算に計上するものとする。

(貸与奨学生選考委員会)

第 4 条 貸与奨学生を選考するため、本学医学部及び医療健康科学部に貸与奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び委員長)

第 5 条 委員会の構成及び委員長は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 医学部貸与奨学生選考委員会は、副学長（教育担当）、医学部長、医学科長、基礎科学主任、医学学生部長、医学学生部副部長及び学年担任を委員として構成し、委員長は、医学部長とする。

(2) 医療健康科学部貸与奨学生選考委員会は、副学長（教育担当）、医療健康科学部長、看護学科長、医療健康科学学生部長及び学年担任を委員として構成し、委員長は、医療健康科学部長とする。

2 学長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

(委員会の招集及び開催)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開催することができない。

(議事)

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の審査・選考)

第 8 条 貸与奨学生の選考は、委員会において次に掲げる事項について審査して行うものとする。

(1) 学業成績（1 年生については入学試験成績）

(2) 家庭の経済事情

(3) 人物考査

(4) 健康状態

(5) その他特殊事情

(貸与奨学金の申請)

第 9 条 貸与奨学金を申請する者は、毎年度、申請書類を委員会に提出することとする。

(連帯保証人等)

第 10 条 貸与奨学金を申請する場合は、連帯保証人及び保証人各 1 名を必要とする。

2 前項の連帯保証人は、原則として父母又はこれに代わる者とし、本人と連帯して貸与奨学金の返済の責を負うものとする。

3 第 1 項の保証人は、原則として 4 親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の者とし、連帯保証人の次に貸与奨学金の返済の責を負うものとする。

(申請及び借入れの書類)

第 11 条 貸与奨学金の申請及び借入れに係る書類は、別に定める。

(貸与奨学生の決定)

第 12 条 第 9 条の規定により貸与奨学金の貸与の申請があったときは、委員会は、第 8 条に定める事項について審査して選考し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、委員会の選考結果を勘案し、貸与奨学生を決定する。

(貸与奨学生の決定通知)

第 13 条 学長は、前条により貸与奨学生を決定したときは、貸与奨学金の総額及び返済方法について、本人、連帯保証人及び保証人に通知する。

2 前条の通知を受けた本人は、速やかに第 11 条に規定する借入れに係る書類を提出しなければならない。

(貸与奨学金の限度額)

第 14 条 貸与奨学金の額は、学費相当額を限度とする。

(貸与奨学金の支給)

第 15 条 貸与奨学金の支給は、原則として学費の額から貸与奨学金の額を控除する方法により行う。

(届出義務)

第 16 条 本人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく届出なければならない。

(1) 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、職業、その他重要事項の変更

(2) 連帯保証人又は保証人の死亡、傷害事故その他の事由による変更

(3) 貸与奨学生の休学、復学又は退学

(貸与奨学金の停止、中止)

第 17 条 貸与奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与奨学金を停止し、又は中止する。

(1) 休学又は退学したとき。

(2) 本学学則に定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

(3) 前条の届出を怠ったとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

(5) 家庭の経済事情の変動により、貸与奨学金を必要としなくなったとき。

(6) その他貸与奨学生としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき。

(貸与奨学金の利子)

第 18 条 貸与奨学金は、無利子とする。

(貸与奨学金の返済)

第 19 条 貸与奨学金の返済は、学部の区分により次のとおりとする。

(1) 医学部貸与奨学生 卒業後 3 年目以降において、10 年間の元金均等割賦の方法により行う。

(2) 医療健康科学部貸与奨学生 卒業した年から、10 年間の元金均等割賦の方法により行う。

2 前項の返済期限は、毎年12月末日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、本人に特別の事情が生じた場合は、委員会においてその者からの申請の内容等について審査し、貸与奨学金返済の期間及び方法を変更することができる。

(貸与奨学金の停止等による返済)

第20条 本人が第17条により貸与奨学金を停止又は中止されたときは、直ちに支給された貸与奨学金を返済しなければならない。ただし、本人に特別の事情があるときは、委員会は、貸与奨学金の返済を割賦の方法等とすることができる。

(延滞利息)

第21条 貸与奨学金の返済を3ヵ月以上滞納したときは、理由の如何を問わず、延滞した日から延滞利息を支払うものとする。

2 前項の延滞利息の額は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の延滞利息の計算方法により算出した額とする。

(繰上返済)

第22条 本人の申出により、第19条第1項の返済期間を短縮して、繰上返済することができる。この場合、連帯保証人及び保証人の了承を得て、申し出るものとする。

(返済猶予)

第23条 貸与奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、本人、連帯保証人及び保証人連署の上、期限を付した貸与奨学金返済の猶予の申請をすることができるものとする。

(1) 疾病等やむを得ない事由により、第19条第1項の規定により定めた返済が困難となったとき。

(2) その他特別の理由により返済の猶予を必要とするとき。

2 返済を猶予された者は、猶予期間が終了した年の翌年から、学長が指示する方法により貸与奨学金を返済しなければならない。

(返済免除)

第24条 貸与奨学生であった者が死亡又は重度の心身障害により、貸与奨学金の全部又は一部の返済が不可能となったときは、本人、連帯保証人又は保証人の申請により、その全部又は一部の返済免除することができる。

(期限の利益の喪失)

第25条 本人が貸与奨学金の返済を3ヵ月以上滞納し、法人からの催告期間内に返済しなかったときは、期限の利益を失い、直ちに残額を一括返済しなければならない。

(特別学資ローン)

第26条 この規程に基づく貸与奨学金の制度を補完するものとして、別途、本学の学生が法人指定の金融機関から学費の融資を受けることにつき、法人が保証の便を与える制度(以下「特別学資ローン」という。)を設ける。

2 前項の特別学資ローンについては、別に定める。

(事務)

第27条 この規程に関する事務は、本学事務局学事部がこれを担当する。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 53 年 4 月 1 日制定の日本医科大学奨学金貸与規程による奨学金を受けた者については、従前の規程を適用し、適用者の返済終了をもって従前の規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(新丸子主任を基礎科学主任に変更した)

附 則

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## (6) 日本医科大学特別学資ローン運営規則

平成 15 年 10 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 この規則は、日本医科大学貸与奨学金規程第 26 条に基づき、日本医科大学（以下「本学」という。）の学生が経済的理由で本学指定の金融機関（以下「銀行」という。）から学費の融資を受ける際、銀行に対して学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が融資金額の保証を行うことにより、学生の就学及び育成に寄与することを目的とする。

### (特別学資ローン)

第 2 条 この規則において特別学資ローンとは、法人が保証を行う銀行の学費の融資をいう。

### (保証の額等)

第 3 条 この規定に基づく特別学資ローンの累積総額は、3 億円を超えないものとする。

2 この規定に基づく年間の特別学資ローンの総額は、4 千万円を超えないものとする。

3 この規定に基づく学生 1 人当たりの特別学資ローンの限度額は、2 千万円とする。

4 保証する学生数及び保証金額は、特別学資ローンを希望する学生数と第 1 項から第 3 項の限度額とを勘案して決定する。

### (対象者)

第 4 条 特別学資ローンの対象者は、本学の在學生とする。

### (融資資金の使途)

第 5 条 銀行から融資を受けた資金は、全て学費に充当するものとする。

2 前項の融資資金の受け入れ、その管理及び学費への充当の方法等については、法人が別に定めるところによるものとする。

### (融資期間等)

第 6 条 融資条件は、銀行の規定による。ただし、融資期間については以下のとおりとする。

(1) 融資期間は、最長 17 年（元金返済据置き期間含む、初回融資から返済終了まで）とする。

(2) 融資期間は、初回融資学年により異なる。

(3) 契約後、融資期間の変更はできない。ただし、申請により在学中であれば変更は可能とする。

### (保証人)

第 7 条 法人が特別学資ローンを受ける学生のために銀行に対する保証債務を履行することとなった場合に取得する当該学生に対する求償債権を担保するため、当該学生は、予め、法人に対し、別に定める条件に適合する連帯保証人及び保証人各 1 名をそれぞれ立てなければならない。

### (募集)

第 8 条 毎年度 3 月に希望者の募集を行う。

2 学長が必要と認めた場合、臨時に募集を行うことができる。

### (申請書類等)

第 9 条 申請に関する書類及び申請手続きは、別に定める。

### (選考委員会)

第 10 条 特別学資ローンを受ける学生を選考するため、本学に特別学資ローン委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副学長（教育担当）、医学部長、医療健康科学部長、医学科長、看護学科長、基礎科学主任、医学学生部長、医療健康科学学生部長、各学年担任、事務局長、学事部部長及び法人財務部部長をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は、副学長（教育担当）とする。
- 4 委員長に事故あるときは、医学部長がその職務を代行する。
- 5 学長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

（選考）

第 11 条 学生の選考については、次に定める基準に基づき書類審査及び面接を行う。

- (1) 家庭の経済状況
- (2) 学業成績
- (3) 授業の出席状況
- (4) その他

（選考学生の推薦及び理事長の承認）

第 12 条 委員会の選考結果に基づき、学長は理事長に対し選考した学生を推薦し、理事長の承認を得るものとする。

（一括繰上げ返済）

第 13 条 融資を受けた学生が途中退学した場合は、融資金額を一括繰上げ返済するものとする。

（事務）

第 14 条 この規則に関する事務は、本学事務局学事部が担当する。

- 2 特別学資ローンの管理に関する事務は、法人財務部が担当する。

（改廃）

第 15 条 この規則の改廃は、学長を経て理事会の承認を必要とする。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## (7) 日本医科大学学生の表彰に関する細則

平成 10 年 1 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学大学院学則第 45 条及び日本医科大学学則第 37 条に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の対象)

第 2 条 日本医科大学（以下「本学」という。）学生のうち、次の各号の一に該当する者があるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学業成績が特に優秀で、人物に優れた者
- (2) 課外活動等において本学の名誉・発展に寄与し、特に功績のあった者
- (3) その他学生の模範となり、表彰に値する功績のあったと認められた者

### (表彰の種類)

第 3 条 表彰は、学長賞、武蔵境賞、千駄木賞、橘賞、桜賞、大学院研究賞及び大学院最優秀研究賞とし、その運用は次のとおりとする。

#### (1) 学長賞

- ア 各学部において在学期間を通じて学業成績が特に優秀で人物に優れた者、1 名に対し卒業時に与えられる。
- イ その他本学学生の最高の荣誉に相応しい功績のあった者に与えられる。

#### (2) 武蔵境賞及び千駄木賞

- ア 医学部第 1 年次から第 5 年次の各年次終了時において、学業成績が特に優秀で人物に優れた者、各年次 1 名に対し与えられる。
- イ 医学部第 1 年次については武蔵境賞、医学部第 2・3・4・5・6 年次については千駄木賞とする。

#### (3) 橘賞

課外活動等において特に優れた成果を収めた個人又は団体、ボランティア活動等で社会の模範となる行為を行った個人又は団体及びその他本賞に相応しい功績のあった個人又は団体等を対象に与えられる。

#### (4) 桜賞

自主的学術・研究活動において特に優れた成績を収めた医学部の学生個人又は団体を対象に与えられる。

#### (5) 大学院研究賞及び大学院最優秀研究賞

博士の学位を授与された者の中から、優秀な者に対して与えられ、優秀な者については大学院研究賞、特に優秀な者については大学院最優秀研究賞とする。

2 前項に定める各賞の選考基準は別に定める。

### (表彰者の決定)

第 4 条 前条第 1 号から第 4 号に該当する者があるときは、学生部委員会においてこれを審議し、医学部教授会又は医療健康科学部教授会の審議を経て学長が表彰者を決定する。ただし、前条第 2 号は、学生部委員会の審議を省略し、委員長に一任することができる。

2 前条第5号に該当する者がいるときは、大学院医学研究科委員会においてこれを審議し、大学院医学研究科教授会の審議を経て、学長が表彰者を決定する。

3 学生部委員会は、必要によって選考委員会を置くことができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として最高学年については卒業式時に、それ以外の学年については入学式時に行う。ただし、その表彰の種類によっては適宜これを行う。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年6月1日から施行する。(第2年次の新丸子賞を千駄木賞に変更した)

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

## (8) 日本医科大学学生の懲戒に関する細則

(平成 27 年 4 月 1 日細則第 3 号)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学大学院学則第 47 条第 3 項及び日本医科大学学則第 38 条第 3 項に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第 2 条 懲戒は、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）及び学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対して一定の制裁を与える不利益処分である。

2 懲戒は、前項に定める法理に従い、教育の一環として行うものでなければならず、対象となる行為の態様、結果及び影響等を総合的に判断し、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

3 本細則の運用にあたっては、当該学生の基本的な人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(懲戒の対象行為)

第 3 条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

(1) 犯罪行為及びその他の違法行為

(2) ハラスメント等の人権を侵害する行為

(3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為

(4) 重大な交通法規違反

(5) 情報倫理に反する行為

(6) 大学院学則及び学則その他日本医科大学（以下「本学」という。）の諸規程に違反する行為

(7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為

(8) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第 4 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

(2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。

(3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。

2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3 月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 停学の期間は、在学期間を含める。

(その他の教育的措置)

第 5 条 大学院研究科長又は学部長（以下「研究科長等」という。）は、前条に定める懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 研究科長等は、前項に定める厳重注意を行ったときは、「別記様式 1」により、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(懲戒の量定)

第 6 条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加軽減することがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(悪質性及び重大性の判断)

第 7 条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断する。
- (2) 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(事案の報告)

第 8 条 学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する研究科長等は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎)

第 9 条 研究科長等は、当該事案が第 4 条第 1 項第 2 号に定める停学又は同項第 3 号に定める退学に該当することが明白であると認めるときは、学長の承諾を得て懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

(事実の調査等)

第 10 条 学長は、学生による事件事故が学生の懲戒に当たる行為と思慮するときは、研究科長等に当該事案にかかる事実調査及び懲戒処分に関する審議を命ずるものとする。

2 研究科長等のうち、学長の指名を受けた者は、前項に定める事実調査等を行うため調査委員会を設置しなければならない。

3 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長等のうち、学長の指名を受けた者
- (2) 教務部長
- (3) 学生部長
- (4) 学長が指名した教員 若干名

4 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

6 委員会は、委員総数の過半数の委員の出席を要する。

- 7 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 8 調査委員会は、調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。
- 10 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 11 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
- 12 学長は、前項の報告書を受領したときは、懲戒の可否等について判断するため、大学院医学研究科教授会、大学院看護学研究科委員会又は学部教授会（以下「教授会等」という。）の審議に付さなければならない。
- 13 研究科長等は、「別記様式2」による報告書を作成し、前項の規定による審議の結果を学長に報しなければならない。  
(懲戒処分の決定)

第11条 学長は、教授会等の審議を経て、懲戒の可否及び処分の内容を決定する。

- 2 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、当該研究科長等に説明を求め、さらに再調査を行うことを指示することができる。  
(懲戒処分の通知)

第12条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分書（「別記様式3」）を交付して行う。

- 2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。  
(懲戒処分の効力)

第13条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(懲戒処分の期間)

第14条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

(懲戒処分の公示)

第15条 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の内容及びその事由を告示（「別記様式4」）により学内に公示する。ただし、訓告の懲戒処分についてはこの限りではない。

- 2 公示の期間は2週間とする。  
(不服申立て)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、学長に対して、不服申立書（「別記様式5」）により不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、当該研究科長等に対し再調査を指示する。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。
- 4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。
- 5 学長は、再審査の結果により、第11条第1項による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第12条及び第15条に定める手続きを行う。

6 不服申立てにより、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、不服申立てにより懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。  
(停学期間の短縮及び解除)

第 17 条 研究科長等は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会等の審議を経て、学長に無期の停学の解除又は有期の停学の期間の短縮を申し出ることができる。

2 学長は、研究科長等からの申し出に基づき、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第 18 条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第 19 条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しないものとする。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

(教務上の措置)

第 20 条 中間試験又は期末試験等、単位認定に係る試験における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目について、受験無資格として扱うこととする。

(停学期間中の指導)

第 21 条 研究科長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(担当部署)

第 22 条 学生の懲戒に関する事務は、事務局学事部が担当する。

(改廃)

第 23 条 この細則の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 懲戒処分の標準例(第6条関係)

| 区 分                           | 行為の内容                                                                                         | 懲戒の標準     |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 犯罪行為                          | 殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐、傷害等の凶悪な犯罪行為又はこれらの犯罪行為の未遂行為を行った場合                                            | 退学        |
|                               | 窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、過失致死、過失傷害等の凶悪な犯罪行為を行った場合                                                       | 退学又は停学    |
|                               | 賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等であって、刑法等に抵触する場合                                                  | 退学、停学又は訓告 |
|                               | 痴漢、のぞき見、盗撮行為等の犯罪行為であって、刑法、軽犯罪法等に抵触する場合                                                        | 退学、停学又は訓告 |
|                               | ハラスメントに起因する犯罪行為を行った場合                                                                         | 退学、停学又は訓告 |
|                               | ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する行為を行った場合                                                               | 退学、停学又は訓告 |
|                               | 薬物犯罪(禁止薬物の使用、禁止薬物の売買又はその仲介等及び薬物となり得る植物の栽培)を行った場合                                              | 退学又は停学    |
|                               | コンピュータ又はネットワークの不正使用による犯罪行為を行った場合                                                              | 退学、停学又は訓告 |
| 非違行為                          | 本学の財物に対し、故意に著しく物的損害を与えた場合                                                                     | 退学又は停学    |
|                               | 一気飲み等により飲酒を強要し、重大な事態に至った場合                                                                    | 退学又は停学    |
|                               | 20歳未満の者が自ら飲酒し又は20歳未満の者と知りながら飲酒をすすめた場合                                                         | 停学又は訓告    |
|                               | 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為                                                                     | 退学、停学又は訓告 |
|                               | 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占領                                                                | 退学又は停学    |
|                               | 本学が管理する建造物又は器物の損傷、汚損、不法改築等                                                                    | 停学        |
|                               | 本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等                                                                       | 退学、停学又は訓告 |
| 交通事故等(自動車のほか、バイク及び自転車の場合を含む。) | 飲酒運転(酒気帯び運転を含む。以下同じ。)無免許運転、大幅な制限速度超過違反(制限速度30キロ以上の超過)等の悪質な運転による死亡事故又は後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合 | 退学        |
|                               | ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な運転による人身事故を伴う交通事故を起こした場合                                         | 退学又は停学    |
|                               | 飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反                                                                    | 停学        |

|             |                                                   |           |
|-------------|---------------------------------------------------|-----------|
|             | 前方不注意等の相当な過失のある、死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合   | 停学        |
|             | 前方不注意等の相当な過失のある、上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合           | 停学又は訓告    |
|             | ※上記以外の反則金に該当する道路交通法違反については、懲戒処分の対象としない            |           |
| 試験等における不正行為 | 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為(替え玉受験、試験問題の不正入手等)          | 退学又は停学    |
|             | 本学が実施する試験等における上記以外の不正行為(ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等) | 停学        |
|             | 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為の教唆又はほう助行為を行った場合            | 退学、停学又は訓告 |
|             | 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合                | 訓告        |
|             | レポート等の盗作や剽窃を行った場合                                 | 停学又は訓告    |
|             | 日本医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為及び公正性確保に関する規程第4条第1項に定める不正行為 | 退学、停学又は訓告 |

別記様式 1(第 5 条関係)

[別紙参照]

別記様式 2(第 10 条関係)

[別紙参照]

別記様式 3(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記様式 4(第 15 条関係)

[別紙参照]

別記様式 5(第 16 条関係)

[別紙参照]

日本医科大学長 殿

職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ ⑩

下記のとおり，嚴重注意を行ったので，日本医科大学学生の懲戒に関する細則第5条第2項の規定に基づき報告します。

記

1. 所属・氏名等

所 属 : \_\_\_\_\_

学籍番号 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

2. 事案の概要

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3. その他参考事項

日本医科大学長 殿

職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり，教授会における審議の結果について，日本医科大学学生の懲戒に関する細則第10条第13項の規定に基づき報告します。

記

1. 所属・氏名等

所 属 : \_\_\_\_\_

学籍番号 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

2. 事案の概要

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3. 懲戒処分の要否

\_\_\_\_\_

4. 教授会の審議年月日

\_\_\_\_\_

5. その他参考事項

# 懲戒処分書

所 属 : \_\_\_\_\_

入学年度 : \_\_\_\_\_

学籍番号 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

日本医科大学大学院学則第47条、日本医科大学学則第38条及び日本医科大学学生の懲戒に関する細則に基づき、次のとおり懲戒処分に処す。

なお、日本医科大学学生の懲戒に関する細則第16条第1項の規定に基づき、この懲戒処分書を受領した後、10日以内に日本医科大学長に対して不服申立てをすることができます。

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

(訓告の場合)

訓 告

処分理由 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

日本医科大学長

Ⓔ

# 告 示

日本医科大学大学院学則第47条、日本医科大学学則第38条及び日本医科大学学生の懲戒に関する細則に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

1. 懲戒処分となった学生の所属等

所 属 : \_\_\_\_\_

入学年度 : \_\_\_\_\_

2. 処分内容

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

(訓告の場合)

訓 告

3. 処分理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

日本医科大学長

# 不 服 申 立 書

令和 年 月 日

日本医科大学長 殿

所 属 : \_\_\_\_\_

学籍番号 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ (印)

私は、令和 年 月 日付けで懲戒処分を受けましたが、これについて  
下記の理由により不服申立てを行います。

記

(不服申立ての理由等)

---

---

---

---

---

---

---

---

## (9) 日本医科大学医療健康科学部アカデミックアドバイザー制度

医療健康科学部では、学生の学修面、生活面において、専任教員が適切な指導、助言を行う「アカデミックアドバイザー制度」を設けています。

ーアカデミックアドバイザー制度についてー

### 【目的】

日本医科大学医療健康科学部アカデミックアドバイザー制度は、学生が学業、キャリア、個人の成長において適切な指導と支援を受け、学生が主体的に学び、目標を達成するための環境を整備することを目的としています。

### 【対象】

アカデミックアドバイザー制度は、医療健康科学部在籍の全学生を対象とし、特に、入学直後の新入生、学業成績で悩んでいる学生、キャリア選択に悩む学生、その他特別な支援が必要な学生に重点的支援を行います。

### 【役割】

#### ① 学業支援

履修計画の作成支援、学業成績の向上に向けたアドバイスをを行います。

#### ② キャリア支援

インターンシップや就職活動に関する情報提供、進学や資格取得に関する相談を行います。

#### ③ 個人支援

学生生活における悩みの相談、必要に応じて専門機関（学生相談室等）への紹介を行います。

#### ④ その他

奨学金、就職、進学等に必要な推薦状の作成、特別な支援が必要と認められる学生への支援等を行います。

## (10) ハラスメント防止小委員会運営要項

### (目的)

第1条 この要項は、憲法、教育基本法及び男女雇用機会均等法等の趣旨に則り、日本医科大学（以下「本学」という。）の全ての学生が、個人としての尊厳が尊重され快適な勉学環境を確保するために設置されたハラスメント防止小委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 本人の意図にかかわらず、相手の意に反する不適切な言動等を行うことによって、相手に不快感や不利益を与え、教育研究環境、学習環境等を悪化させる行為。
- (2) 本人の意図にかかわらず、相手に対して差別的若しくは不利益な取り扱いをすることによって、相手の利益を侵害し、教育研究環境、学習環境等を悪化させる行為。

### (任務)

第3条 委員会は、本学内におけるハラスメントに関し、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント防止に関する情報収集及び啓発・予防活動
- (2) ハラスメントに関する相談
- (3) ハラスメントに関する事実確認及び調査
- (4) ハラスメントに関する申立人の救済
- (5) その他ハラスメントに関する事項

### (構成等)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部副部長
- (3) 学生相談室長
- (4) 学年担任
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 学部長は、随時出席し助言するものとする。

### (任期)

第5条 前条第1項第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、その代理を学長が指名する。

### (委員会の開催)

第7条 委員会は、必要に応じ、随時開催する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席を要するものとする。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合、当該委員は出席したものとみなす。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

(相談受付窓口)

第8条 ハラスメントが発生した場合において、申立人の救済及び問題解決に適切かつ迅速に対処するため、相談受付窓口を設置する。

2 相談受付窓口の担当は、委員会委員とし、委員の氏名及び連絡先を開示する。

(守秘義務)

第9条 委員会委員及び事務担当者は、関係者の名誉やプライバシー保護のために、職務上知り得た他人の秘密を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、日本医科大学学事部が担当する。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、大学協議会を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

## (11) 障害のある学生の受入に対する支援に関する申し合わせ(医療健康科学部)

本学医療健康科学部が障害のある学生を受入する場合には、次の取扱いによるものとする。

### 1. 相談員の配置

- ・ 原則として、障害のある学生を受入する学科目責任者及び学科目を担当する教育職員を相談員とする。
- ・ 学生相談室を利用する。  
※ 障害のある学生が相談員に相談した場合には、記録を作成し、保管するものとする。なお、記録の保管においては、個人情報として取り扱うものとし、適切に管理・保管に努めることとする。

### 2. 授業等の支援

- ・ 授業等（講義、演習、実習）を実施した場合、座席を入口付近に設ける等授業等が受けやすいよう配慮・支援するものとする。

### 3. 生活の支援

- ・ 公共交通機関等の利用が困難な場合には、本人からの申し出により必要書類（申請書、自動車賠償責任保険並びに任意保険の証書の写し）を提出し、自家用車による通学を許可するものとする。

### 4. 施設・設備に関する配慮

- ・ 既にバリアフリー化してある既存の施設（スロープ、手摺り、エレベーター、車椅子、多目的トイレ）等を利用するものとする。また、学生の障害に応じて、改築、改修を考慮する。

### 5. 入学志願者に対する配慮

- ・ 入学願書に予め配慮していることの内容を記載するものとする。

### 6. 教育職員に対する配慮事項の周知及び徹底

- ・ 当該授業担当者以外に本申し合わせを本学教育職員全員へ周知及び徹底するものとする。

### 7. この申し合わせは、令和8年4月1日から適用する。

## 諸 手 続 等

学生に直接関係のある事務は武蔵小杉校舎事務室が担当しています。その主な業務内容は、次のとおりです。

### A) 教務関係

- i 授業時間割・試験日程に関する事
- ii 授業科目に関する事
- iii 授業の出欠席に関する事
- iv 学籍およびその移動に関する事
- v 各種証明書に関する事
- vi 各種届・願に関する事
- vii その他
- viii その他学生生活に関する事

### B) 学生関係

- i 休学・復学・退学等に関する事
- ii 奨学金に関する事
- iii 学生表彰に関する事
- iv 健康管理に関する事
- v 施設利用に関する事
- vi 遺失物・拾得物に関する事

### 事務窓口取扱時間

平日（月～金）

武蔵小杉校舎事務室

8：30～17：00

## (2) 諸届出・願出

修学上において、諸届出・願出をするには、事由に応じて下記の書類が必要です。所定の用紙は、武蔵小杉校舎事務室にあるので、必要事項を記入して、届出・願出をしてください。なお、願出にあたっては下記の注意事項を厳守してください。

連絡方法は武蔵小杉校舎事務室窓口、電話（044-455-5461）またはメール（ikkb-jimu@nms.ac.jp）となります。

| 種 別      | 注 意 事 項                                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 授業欠席届    | 登校後3日以内に届け出ること。<br>病欠の場合は必ず診断書（親族等が経営する医療機関を除く）を、<br>学校感染症による欠席の場合は、診断書（親族等が経営する医療機<br>関を除く）又は治癒証明書（本学書式）を添付すること。              |
| 試験欠席届    | 欠席した試験当日中に連絡のうえ、3日以内に届け出ること。病欠の<br>場合は必ず診断書（親族等が経営する医療機関を除く）を、学校感染<br>症による欠席の場合は、診断書（親族等が経営する医療機関を除く）<br>又は治癒証明書（本学書式）を添付すること。 |
| 追試験願     | 追試験を希望する者は願い出ること。                                                                                                              |
| 再試験申請書   | 試験日程発表後定められた期間内に再試験料（1科目につき2,500<br>円）を添えて申請すること。                                                                              |
| 学費延納・分納願 | 当該年度の学費を規定日までに一括納入することが困難な者は、願<br>出により延納あるいは分納を認めることがある。                                                                       |
| 休学願      | 傷病、またはやむを得ない事由により、2ヶ月以上の欠席を要する<br>とき。理由書（病気の場合は診断書）を添えて届け出ること。                                                                 |
| 復学願      | 休学の期間満了のとき、または休学期間内において、その事由が消滅<br>したとき。理由書（病気の場合は診断書）を添えて届け出ること。                                                              |
| 退学願      | 傷病、その他の理由により、退学しようとするとき。理由書（病<br>気の場合は診断書）、学生証を添付すること。                                                                         |
| 改姓・本籍変更届 | 住民票記載事項証明書（変更後の氏名が記載されたもの）を添付<br>すること。                                                                                         |
| 学生住所変更届  | 学生証を添付すること。                                                                                                                    |
| 保証人情報変更届 | 可及的速やかに届け出ること。                                                                                                                 |
| 施設借用願    | 使用日の1週間前までに願い出ること。                                                                                                             |
| 物品借用     | 武蔵小杉校舎事務室で備品借用台帳に記載し借用すること。                                                                                                    |

### (3) 学生証 (ID カード) について

学生証は、本学学生としての身分を証明するものであると同時に、個人情報記録された重要なカードです。学内では常に携帯し、取扱いには十分留意してください。

武蔵小杉校舎においては、本学関連施設（全棟、武蔵小杉病院）への入退館の際には、学生証が必要となっています。

#### 【その他の注意事項】

◎ 学生証は、以下の場合これを提示しなければなりません。

- 1) 本学教職員の請求があった時。
- 2) 試験を受ける場合。
- 3) 通学定期券又は学生割引乗車券を購入時、また、それを利用して乗車船し、係員の請求があった場合。

◎ 学生証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。

◎ 学生証を紛失した際は、直ちに再発行（手数料5,000円）の手続きを行うこと。但し、盗難により警察署への届出番号がある場合、学長がやむを得ない理由と判断した場合の手数料は無料とすることがあります。その他の再発行日については、申請日より1週間後とします。

◎ 現住所等記載事項に変更が生じた場合、磁気の不具合により入退館が出来なくなった時は、直ちに届出の上、再発行を受けてください（無料）。この場合、原則3日以内に発行します。再発行された学生証は、それまで使用していたものと引き換えとなります。後日提出は認めません。

◎ 通学定期乗車券発行控の記載欄がなくなった場合は、申し出てください。

◎ 卒業、退学等により学籍を離れる場合は、直ちに返却しなければいけません。

◎ 学生証の複数枚所持、他人に貸与または譲渡した場合、教室に放置する等不正使用した場合、懲戒（訓告、停学、退学）の対象となる場合があります。

◎ 他人の学生証を拾得した際は、直ちに武蔵小杉校舎事務室へ届けてください。

## (4) 証明書の申請

### 1) 申請方法

- i 各種証明書を必要とする場合は、武蔵小杉校舎事務室で証明書交付申請書に必要事項を記入の上、本人が所定の手数料を添えて窓口申し込んでください。
- ii 証明書は、種別によって発行にかかる日数が異なるため、申請の際に窓口で確認してください。

### 2) 各証明書の手数料

| 種別（和文）                  | 料金    | 種別（洋文）  | 料金     |
|-------------------------|-------|---------|--------|
| 在学証明書                   | 300 円 | 在学証明書   | 500 円  |
| 卒業見込証明書                 | 300 円 | 卒業見込証明書 | 500 円  |
| 成績証明書                   | 500 円 | 成績証明書   | 1,000円 |
| 推薦書                     | 500 円 | 抗体価証明書  | 1,500円 |
| 抗体価証明書                  | 500 円 | 予防接種証明書 | 1,500円 |
| 予防接種証明書                 | 500 円 |         |        |
| 健康診断書<br>(本学書式・他病院指定書式) | 500 円 |         |        |

## (5) 通学定期券の購入

JR 東日本（バスを含む）、私鉄（バスを含む）、地下鉄等を利用する場合は、各駅の備え付け所定用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて申し込み購入します。また、区間の異なる通学定期券を複数所持することはできません。

## (6) 学生旅客運賃割引証（学割）

JR 東日本等で片道区間 100kmを超えて旅行する場合、学割を使用して普通乗車券を購入するときは2割引となります。

学割を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、武蔵小杉校舎事務室に申し込んでください。

### 【学割の使用上の注意】

- i 学割の有効期間は発行日から3ヶ月間である。但し、年度をまたいでの使用はできない。
- ii 学割の使用は本人に限られているので、他人に譲ることはできない。不正使用すると多額の追徴金が科せられる他、本学全学生に対して通学定期券の発売及び学割発行が停止されることになるので、使用に際しては十分注意すること。
- iii 学割で乗車する場合は、常に学生証の携帯が義務づけられている。

## (7) その他（注意事項等）

### 1) 学生用ロッカー

大学では、学生の携帯品（教材等）の保管場所として、学生用ロッカーを配置し、各自に貸与しています。学生用ロッカーは、校舎に配置されているので、次のことに注意して使用してください。

- i 指定されたロッカーは鍵を購入して施錠する。
- ii 貴重品の管理を含めて盗難には十分気をつける。
- iii ロッカー室内共用部及びロッカー内を汚さない。指定されたロッカー以外の内外に私物を放置しない。

### 2) 遺失物・拾得物

学内での遺失物・拾得物は、一時的に武蔵小杉校舎事務室で保管されます。持主の判明した物品については本人に連絡します。

### 3) 印鑑の携帯

大学に提出する書類（届書・願書等）は、捺印を必要とする場合が多いので、必要に応じ印鑑を携帯してください。

### 4) 通学について

通学にあたっては、公共の交通機関を利用することを原則とします。自転車通学については、武蔵小杉校舎事務室にお問い合わせください。

### 5) 郵便物について

学生個人宛の郵便物は、取り扱わないので注意してください。

### 6) 喫煙について

大学・病院敷地内は全面禁煙です。成人として社会ルール、市区町村の条例を守り、周りへの配慮も忘れてはいけません。将来は患者さんの健康維持・増進を図る立場となる看護師を目指している者として、禁煙することが望まれます。

### 7) 施設利用について

大学の講義室や実習室、演習室等の利用を希望する場合は、武蔵小杉校舎事務室へ問い合わせてください。

なお、大学施設の共用部分には私物やごみを放置してはいけません。放置された私物の盗難や紛失については、大学は一切責任を負いません。他の利用者が快適に施設を使用できるよう周りへの配慮を忘れず利用してください。

# 本学における情報ネットワークサービス

本学では、学校法人日本医科大学学術ネットワーク運用細則に則り、各種情報ネットワークサービスを提供しています。

サービス内容、利用に際しての遵守・禁止事項及び利用方法について説明します。

## (1) 情報ネットワークサービス利用資格

### 1) 利用資格

本学に在籍する学生に対して、各種情報ネットワークサービスを提供しています。

また、卒業生はNMSメールアドレスを永続的に利用できます。

### 2) 利用資格の失効

退学、除籍、大学院修了等で本学に在籍しなくなった場合、利用資格を失効します。

### 3) 利用資格の取り消し

禁止事項に違反したと認められた場合、利用資格の取り消しその他必要な措置をとります。

## (2) ユーザ ID とパスワード

### 1) ユーザ ID

各種情報ネットワークサービスを利用するためのユーザ ID です。

ユーザ ID は入学時に付与し、利用資格の失効までは同一のユーザ ID を利用します。

なお、卒業時及び卒業後に申請があれば、変更（既存ユーザ ID を削除の上、新たなユーザ ID を作成する）ことも可能です。

### 2) パスワード

入学時にユーザ ID に対応する初期パスワードを付与します。利用開始にあたり、初期パスワードは必ず変更してください。

学生ポータルシステム（参照（4）1））と NMS メール（参照（4）2））利用の初期パスワードは、同一のものを発行しますが、その後のパスワード管理は各自になっていますので、ご注意ください。

パスワードの変更方法は、ICT 推進センター [ホームページ](https://www.nms.ac.jp/ict/) (<https://www.nms.ac.jp/ict/>)

>提供サービス>パスワード再設定・変更に掲載しています。

### (3) 遵守・禁止事項

#### 1) 遵守事項

利用者は、学術ネットワーク全ての利用行為に関して全責任を負い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 学術ネットワークの利用に際しては、管理責任者及び ICT 推進委員会の指示に従うこと。
- (2) 学術ネットワークに接続された機器の管理は、利用者が行うこと。
- (3) 学術ネットワーク内のシステム構成機器に情報機器を接続する場合には、その情報機器にウイルス対策ソフトをインストールし、定期的に更新すること。
- (4) 発信された電子メールは、その発信者が全ての責任を負うこと。

#### 2) 禁止事項

利用者は学術ネットワークについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 利用者認証に関して、ID 及びパスワードを他人に教えること。
- (2) 他者のアカウントを聞き出し、また、利用すること。
- (3) 虚偽又は二重の学術ネットワーク利用申請を行うこと。
- (4) 学術ネットワークを使用して、法令に抵触すること。
- (5) システムのリソース( 計算時間、ハードディスク使用量、通信時間) を大量に消費又は占有し、他の利用者の利用を妨害すること。
- (6) 学術ネットワークを破損し、混乱させ、性能を変更する等、故障の原因となるようなこと。
- (7) 学術ネットワークに不正なデータを流すこと。
- (8) Web ページ等を利用して社会通念、公序良俗に反する情報を流すこと。
- (9) 管理責任者の許可なく、学術ネットワークの延長工事をする事。
- (10) 設備又はサービスを教育・研究以外の目的及び営利目的に使用すること。
- (11) 業務上知りえた情報や、診療行為中及び授業の資料の写真等を正当な理由なくインターネット上に公開すること。

### (4) 利用できる情報ネットワークサービス

#### 1) 学生ポータルシステム (電子掲示板・学生向け情報提供等サービス・LMS (学修支援システム))

##### 【電子掲示板】

授業時間割、授業時間の変更、試験日程、諸案内、呼出し等の必要事項を学内外で各自の PC やスマートフォンから確認できるサービスです。

また、学生ポータル上に重要な連絡がある場合、メールで通知するサービスも提供しています。このメッセージ転送は初期設定で各自の NMS メール宛になっておりますが、追加でメールアドレスを登録することも可能です。

学生生活にとって重要な事項が多いので、毎日必ず一度は学生ポータルシステムにアクセスして、各種案内等を確認する習慣をつけてください。

※学生ポータルシステムの利用方法、機能については、学生便覧の 69 頁に掲載しています。

##### 【学生向け情報提供等サービス】

学生ポータルシステムから学生生活で便利な情報を提供するサービスとして、スケジュール機能 (週間及び月間の各自の講義スケジュール) を利用できます。

### 【LMS（学修支援システム）】

シラバスと連携した授業フォルダが表示され、講義資料のダウンロードやレポートの提出、受講した講義を動画にて再確認し復習できるサービスです。

### 2) NMS メール

本学では Google 社が提供しているメールサービス「Gmail」を利用しています。

メールアドレスはユーザ ID に日本医科大学ドメイン「@nms.ac.jp」を追加したものとなります。インターネットに接続でき、ホームページ閲覧ソフトウェア（ブラウザ）が使える環境であれば、学内外問わずどこからでも利用できます。

また、学生は「Gmail」の他に「Google ドライブ」が利用できます。なお、Google サービスの利用可能容量は一人当たり 50GB となります。

メールの利用方法は、ICT 推進センターホームページ (<https://www.nms.ac.jp/ict/>)  
>提供サービス>メールを使いたい に掲載しています。

### 3) 無線 LAN「学術ネットワーク」

学術ネットワークで提供される無線 LAN は、無線ネットワークアダプタを持つ PC、スマートフォンから利用可能です。利用開始するには「学術ネットワーク接続申請書」の提出が必要で、一人 1 台まで申請できます。

学内での利用可能エリアは以下の通りです。

- 武蔵小杉校舎：全棟
- 千駄木校舎：教育棟、大学院棟 B1 階／ B2 階、橘桜会館 B1 階／3 階
- 武蔵境校舎：武蔵境校舎 E 棟 2 階／3 階ラウンジ、2 階大教室、中教室、各実習室
- 武蔵小杉病院：5 階（CC ルームを含む執務室・会議室・図書館エリアのみ）

各エリアでの詳細な利用可能な場所については、学生便覧の 71 頁に掲載しています。

学術ネットワーク無線 LAN を利用するには、「学術ネットワーク接続申請書」（ICT 推進センター ホームページ (<https://www.nms.ac.jp/ict/>) >提供サービス>各種申請書ダウンロード>学術ネットワーク接続申請書）を提出してください。

## (5) 学生ポータルシステムの利用方法

学生ポータルシステムでは、休講・補講・教室変更の情報や学生個人への連絡、教員から履修者へのお知らせ等を確認できます。

学生生活にとって重要な情報を掲載しているのので、毎日必ず一度は学生ポータルシステムにアクセスして、各種案内等を確認する習慣をつけましょう。

### 学生ポータルシステムへのアクセス方法



以下の URL からアクセスできます。(PC・スマートフォン共通)

[https://cmj1.nms.ac.jp/portal\\_nms/top.do](https://cmj1.nms.ac.jp/portal_nms/top.do)

※スマートフォンでアクセスした場合は自動的にスマートフォン用専用画面で表示されます。

#### 【PC からアクセスする場合】

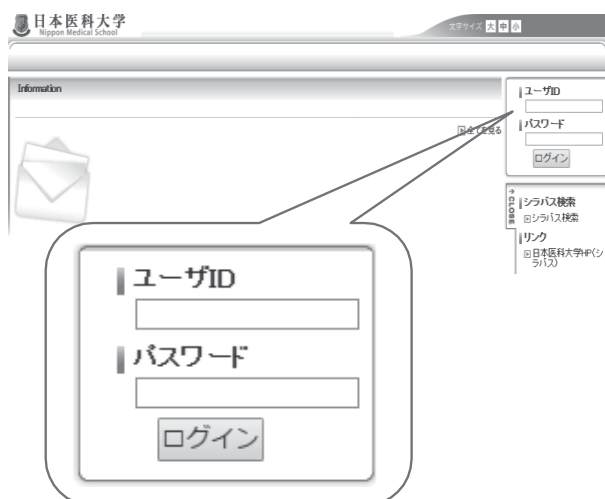
日本医科大学ホームページ <https://www.nms.ac.jp/college/> または上記 URL を直接入力

①ポータルサイトへのリンク (バナー) をクリックします。



#### 【スマートフォンからアクセスする場合】

②本学発行の「ユーザ ID」とワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。



①上記の QR コードを読み取るか、URLを直接入力してログイン画面にアクセスします。

②本学発行の「ユーザID」と「パスワード」を入力して「ログイン」ボタンをクリックします。

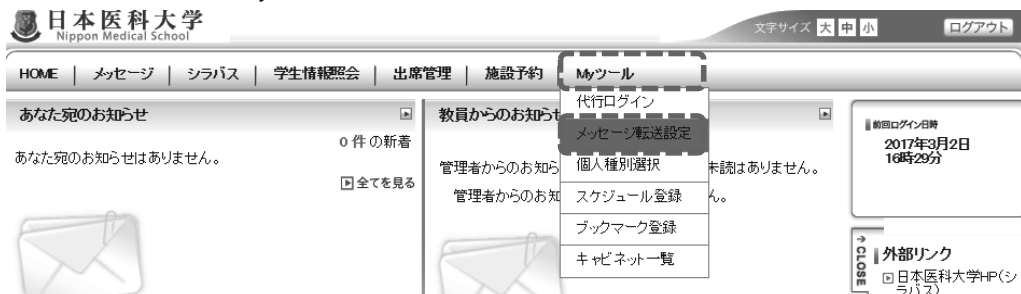
# メッセージ転送設定

便利機能♪

大学からの連絡を確実に受けられるよう、よく利用するメールアドレスへのメッセージ転送設定を行うようにしてください。

## 【PC から設定する場合】

- ①メニューバー「My ツール」の「メッセージ転送設定」を選択します。



- ②「アドレス 2」と「アドレス 3」に転送したいアドレスを入力します。
- ③転送内容と転送するメッセージ種別を選択します。
- ④「入力内容を確認する」ボタンを押して確定します。

「アドレス 1」大学のメールアドレスが既に入力されています。これは削除できません。

メッセージ転送設定

設定内容入力 → 設定内容確認 → 設定完了

送信元メールアドレス portalinfo@nms.ac.jp

★注意事項★  
メール受信/拒否設定で上記の送信元メールアドレスからのメール受信を許可してください。

|       |                                            |       |        |      |
|-------|--------------------------------------------|-------|--------|------|
| アドレス1 | isxxxxxxxx@nms.ac.jp<br>(80文字以内で記入してください。) | 転送内容1 | ● タイトル | ● 件数 |
| アドレス2 | <input type="text"/>                       | 転送内容2 | ● タイトル | ● 件数 |
| アドレス3 | <input type="text"/>                       | 転送内容3 | ● タイトル | ● 件数 |

転送時刻 07:00

メッセージ種別  
 全選択  
 大学からのお知らせ  
 あなた宛のお知らせ  
 講義連絡  
 全解除

入力内容を確認する

「メールアドレスに使用できる文字」  
 半角英数字  
 0~9、A~Z、a~z  
 半角記号  
 -!#\$%'+/=/?^`{|}~

メッセージ転送設定 (MENU)

★注意事項★  
メール受信/拒否設定で下記の送信元メールアドレスからのメール受信を許可してください。

送信元メールアドレス  
portalinfo@nms.ac.jp

アドレス1  
メールアドレス

転送内容1  
タイトル

アドレス2  
メールアドレス

転送内容2  
タイトル

アドレス3  
メールアドレス

転送内容3  
タイトル

転送時刻  
07:00

メッセージ種別  
 大学からのお知らせ  
 あなた宛のお知らせ  
 講義連絡

入力内容を確認する

## 【スマートフォンから設定する場合】



- ①「My ツール」の「メッセージ転送」をタップします。
- ②「アドレス 2」又は「アドレス 3」に転送したいアドレスを入力します。
- ③転送内容と、転送するメッセージ種別を選択します。
- ④「入力内容を確認する」ボタンをクリックして確定します。

### \*\*学生ポータルサイト利用の注意事項\*\*

1. OS やソフトウェアは、セキュリティに関する設定、アップデートを適切に行い、最新の状態を保つようにしてください。
2. 利用時は、ユーザID・パスワードの管理にご注意ください。
3. 大学が、個人のパスワードをお尋ねすることは一切ありません。大学を装った詐欺メールには十分ご注意ください。
4. WebブラウザのBackボタンを利用しないでください。基本的にはメニューバーを利用してください。

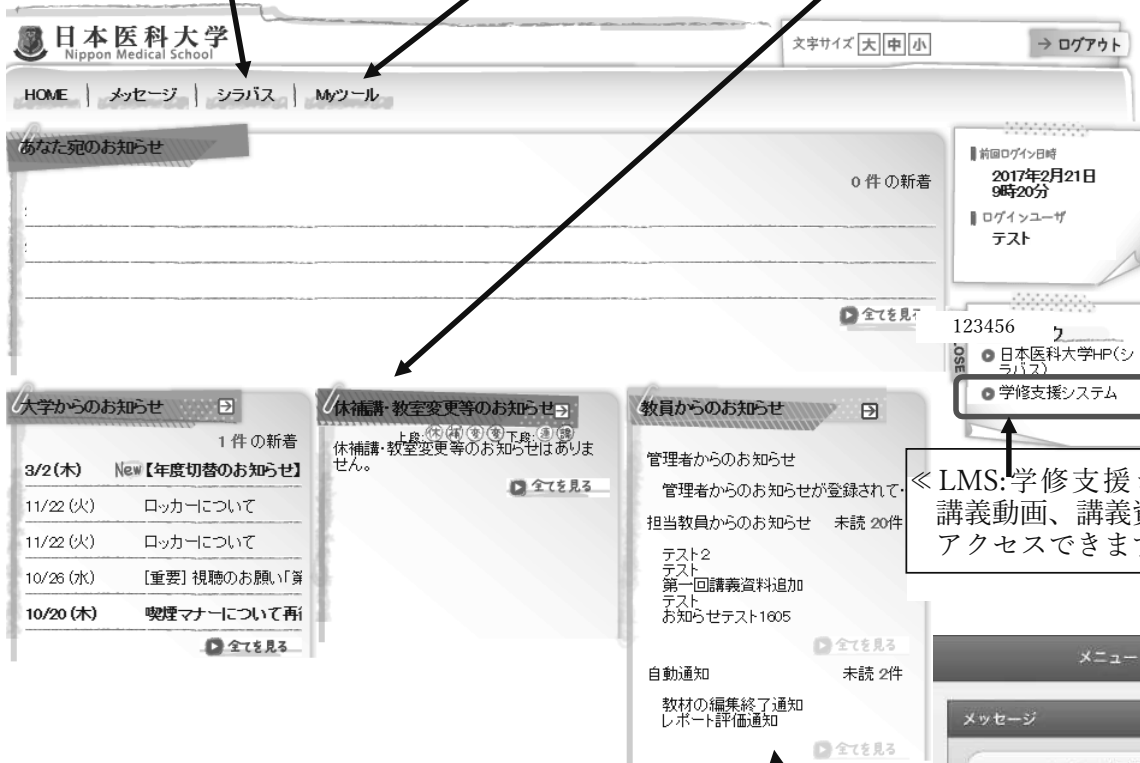
# システム画面イメージ

## 【PC画面ホーム↓】

《My ツール》  
メッセージ転送やブックマーク登録などの機能を使って、個人ごとに学生ポータルサイトを使いやすく設定することができます。

《シラバス》  
シラバスを照会できます。

《休補講・教室変更等のお知らせ》  
休講、補講、教室変更等の情報が確認できます。



《LMS:学修支援システム》  
講義動画、講義資料等にアクセスできます。

《週間スケジュール》  
履修している講義情報が表示されます。  
自分でスケジュールを登録することもできます。

《教員からのお知らせ》  
学修支援システムのお知らせが表示されます。  
画面右側のリンクより学修支援システムにアクセスすると、学内はもちろん、自宅や通学中でも講義資料の参照等の予習・復習ができるようになります。



## 【スマートフォン画面 ホーム→】

※スマートフォンでアクセスした場合は自動的にスマートフォン用専用画面が表示されます。

# 日本医科大学無線LAN導入状況

2025.12.15現在

| 地区               | 建物名         | フロア(F)      | 部屋                       | SSID<br>※セルを塗りつぶしているものは学術ネットワークの無線となり、物理(MAC)アドレスの申請が必要です。 |
|------------------|-------------|-------------|--------------------------|------------------------------------------------------------|
| 千駄木              | 教育棟         | 3           | 学長室前                     | eduroam                                                    |
|                  |             |             | 講義室3                     | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 第一会議室                    | eduroam                                                    |
|                  |             |             | 事務エリア                    | eduroam                                                    |
|                  |             | 2           | 講堂                       | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 講義室1                     | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 講義室2                     | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | ラウンジ                     | eduroam                                                    |
|                  |             | 1           | SGL1-3                   | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | ラウンジ                     | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 事務エリア                    | eduroam                                                    |
|                  |             | B1          | SGL4-7                   | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 学生控室コーナー                 | wlan-nms                                                   |
|                  | 学生ホール       |             | wlan-nms                 |                                                            |
|                  | 大学院棟        | 1~4         | 全て                       | eduroam                                                    |
|                  |             |             | B1                       | 実習室1-5                                                     |
|                  |             | B2          | 廊下・ラウンジ                  | eduroam                                                    |
| 演習室3             |             |             | wlan-nms                 |                                                            |
| 演習室1-2<br>共同実験-2 |             |             | eduroam                  |                                                            |
| 弥生5号館            | 1~3         |             | wlan-nms                 |                                                            |
| 千駄木1号館           | B1~3        |             | wlan-nms                 |                                                            |
| 図書館              | 1~3         |             | eduroam                  |                                                            |
| 健診医療センター         | 3           | 理事長室・常務理事室前 | wlan-nms                 |                                                            |
| 橋桜会館             | 3           | SGL室        | wlan-nms                 |                                                            |
|                  | B1          | SGL室、会議室    | wlan-nms                 |                                                            |
| 武蔵境              | E棟          | 3           | ラウンジ                     | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 各教室等                     | eduroam                                                    |
|                  |             | 2           | 大教室                      | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 中教室×2                    | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 化学実習室                    | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 物理実習室                    | wlan-nms                                                   |
|                  |             |             | 生物実習室                    | wlan-nms                                                   |
| ラウンジ             | wlan-nms    |             |                          |                                                            |
| 常勤・外部講師室         | eduroam     |             |                          |                                                            |
| 武蔵小杉             | 武蔵小杉校舎      | 1~5         | 全て                       | wlan-nms                                                   |
| 武蔵小杉病院           |             | 5           | CCルームを含む執務室・会議室・図書館エリアのみ | wlan-gaku-kosugi                                           |
| 多摩永山病院           | 臨床研修医棟(CC室) | 2           | 実習室                      | eduroam                                                    |
| 千葉北総病院           | 学生宿泊施設(CC室) | 1           |                          | eduroam                                                    |

## 授業科目の履修

### (1) 授業科目の分類

医療健康科学部ではより良い看護学教育を実施するために4年一貫教育の体制をとっています。その教育課程を大別すると、次のようになります。

- 1) 健康科学基礎科目：語学、自然科学と情報科学、人文科学と社会科学、導入教育で構成されます。
- 2) 専門科目：医療基礎科目、基礎看護学科目、臨床看護学科目、母子看護学科目、老年・地域看護学科目、看護の統合と実践、保健師科目で構成されます。

各学年、各学期別の授業時間数の配当については、「シラバス」を参照してください。

### (2) 授業科目履修上の心得

授業を履修するに当たっては、履修方法、受験資格、定期試験の科目別実施時期、成績評価、履修科目修了の認定、留年制度等について、あらかじめ十分に理解しておき、万事遺漏がないようにすることが極めて重要です。これらの事項については、「学則第9条および第11条」および「履修細則」に細かく規定されていますので、これらを熟読してください。なお試験には、規定されているものの他に、授業時間中等に行う中間試験もあり、随時レポートの提出を求められることもあるので注意してください。

なお、成績評価についての疑義の申し立てがある場合は、武蔵小杉校舎事務室に文書により提出することができます。

### (3) 受験上の注意事項

試験を受験する際は、以下の諸注意を遵守し、不正行為またはそれに準ずるとみなされる行為を行わないでください。

1. 試験場には、筆記用具以外は原則として持ち込まず、携帯電話やスマートフォンを含む通信機能を備える電子機器、腕時計等の持ち込みは禁止する。鞆などの荷物はロッカーに収納しておくこと。
2. 試験開始10分前には指定された座席に着席し、番号札の下に学生証を写真の面を表にして置くこと。
3. 試験場では全て試験監督者の指示に従うこと。指示に従わない者、また態度不良の者は退場させることがある。
4. 原則として、遅刻は認めない。但し、交通機関の遅れ等、やむを得ない事情により遅刻する場合は30分まで認め、それ以降については、試験監督者の判断とする。
5. 試験開始後30分を経過しないと退室することはできない。
6. 机の上には、筆記用具以外置かないこと。筆記用具は、鉛筆・シャープペンシル・消しゴムのみとする。耳栓の使用も認めない。ハンカチ、ティッシュペーパー（中身のみ）、目薬については、試験監督者が許可した場合のみ、机の上に置くことが認められる。必要な場合は、試験開始前に許可を得ること。
7. 膝掛け等の使用は、試験監督者に申し出て、許可された場合に限る。
8. 必要に応じマスクの着用は認めるが、外すように試験監督者が指示した場合は、それに従うこと。帽子の着用は認めない。

9. 体調不良やトイレ等、やむを得ない理由により試験の途中で退室したい時は挙手し、試験監督者の許可を得てから席を離れること。退室に際しては、試験監督者が同行する。
10. 問題用紙及び解答用紙の回収が全て終了するまでを試験時間とする。
11. 試験監督者が、不正行為若しくはそれに準ずるとみなされるような行為であると判断した場合は、直ちに解答用紙を回収し、退室を命ずる。なお、不正行為は学則第 38 条に基づき、退学を含む懲戒処分の対象となる。

#### (4) 交通ストライキ等による交通機関不通の場合の授業

- 1) JR 東日本のストライキの場合：ストライキが当日午前 6 時まで解除されない時は、午前中の授業は休講とします。その後午前 10 時まで解除されない時は、午後の授業も休講とします。
- 2) 私鉄のストライキの場合：私鉄のストライキの場合、1) の JR 東日本のストライキの場合と同様に扱います。
- 3) 都内の地下鉄、バス等のストライキの場合：広範なストライキの場合は、1) の JR 東日本のストライキの場合と同様に扱います。(前日の正午までに扱いを学生ポータルサイトおよび本学ホームページに掲載するので、十分に注意すること。)
- 4) ストライキ解除後の授業の出席の取り扱い：ストライキ解除後に行われる授業に、交通混乱のため出席できなかった場合は、状況を書き添えた欠席届が提出されれば出席の扱いとすることができます。
- 5) 使用する交通機関が事故、台風等で不通の場合は、4) の場合に準じます。

#### (5) 学校保健安全法施行規則第 18 条の感染症による授業(臨地実習含む)

##### 及び定期試験欠席の取り扱いについて

学校保健安全法施行規則第 18 条に定められている感染症(以下学校感染症)に罹患した場合、同規則第 19 条に定められている期間は、出席停止扱いとなります。従って、学校感染症に罹患したことにより授業・定期試験を欠席した学生が、所定の申請手続きを行った場合、欠席扱いにはなりません(公認欠席)。

学校感染症及び出席停止期間については、77~78 頁を参照してください。申請の手続きは、以下の通りです。

登校可能となった日を含む 3 日以内(締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで)に、「授業(試験)欠席届」に「診断書(診断名・出席停止期間が明記されたもの)」を添えて武蔵小杉校舎事務室へ提出してください。記載漏れがある場合は、欠席届は受理されません(欠席扱い)。

## (6) 忌引きによる授業（臨地実習含む）欠席の取り扱いについて

近親者に不幸があり欠席する(した)場合、所定の手続きを行うことにより、欠席扱いにはなりません（公認欠席）。

事前若しくは葬儀後 3 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）に、「授業（試験）欠席届」に、忌引を証明できる書類（会葬礼状等）を添えて武蔵小杉校舎事務室へ提出して下さい。

### 【忌引日数】

- ・ 1 親等（父母、養父母、配偶者等）5 日以内
- ・ 2 親等（祖父母、兄弟姉妹等）2 日以内
- ・ 3 親等（曾祖父母、おじ、おば等）2 日以内

※ いずれも通夜・葬儀の日を含む連続した日数。（土・日・祝日含む）例：2 親等の方の葬儀が金曜日  
にあり欠席した場合、金曜日と土曜日が忌引対象（公認欠席）となります。

※ いここは 4 親等のため、対象外です。

# 健康管理

## (1) 学生定期健康診断の実施

本学では、全学生を対象とし学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施しています。看護師を志す者として、自己の健康状態を把握することが義務づけられています。なお、やむを得ない事情により大学での健康診断を受診しなかった場合、自費で医療機関を受診し、診断書を指定の期間までに提出してください。

## (2) 感染予防に係る検査及び予防接種について

各学年において、下記の検査を実施しています（検査料等学生負担あり）。

- ①クオンティフェロン検査
  - ②ウイルス抗体検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）
  - ③B型肝炎抗原・抗体検査
- ※陰性者にはワクチン接種を指示します。  
※①は第1学年時のみ

なお、全学年の学生を対象に、毎年11月頃にインフルエンザ予防接種を実施しています（希望者のみ。但し、インフルエンザが流行する時期に臨地実習を実施する第3学年および第4学年は原則全員接種です。費用は全額大学負担。）。

また、本学では感染予防の立場から、定期健康診断に加え、上記感染症に対する予防接種を完了していない学生の臨地実習および病院実習への出席は認めていません。但し、アレルギー等により予防接種ができない者は、予め書面で申告してください。

## (3) 修学中の身体面の健康管理

修学中における健康管理については、校医が相談に応じるので予め連絡の上、適切な指導・助言を受けましょう。

## (4) 医務室について

健康な学生生活を過ごせるように、校舎に医務室があります。医務室では、校医による健康相談や禁煙相談（要予約）や必要があれば、武蔵小杉病院をはじめ適切な医療機関への紹介状を作成しています。

担当校医：山口 祐司

相談日：不定期（予約制） ※開室日は武蔵小杉校舎事務室窓口にて問い合わせること。

連絡先：health-kango@nms.ac.jp

### <救急対応>

#### 1. 医務室を利用する場合

現在、常勤スタッフがいないため、体調がすぐれず休憩をしたい時、ケガや感冒の症状がある

時など、医務室の利用を希望するときには、必ず武蔵小杉校舎事務室窓口へ申し出てください。

## 2. 武蔵小杉病院を受診する場合

学内で救急対応が必要となった際、独歩が可能もしくは車椅子で受診が可能な場合、総合診療センターまたは該当診療科を受診できるか武蔵小杉校舎事務室が確認を行います。学生は予め連絡を入れ受診する必要があります。新規で受診する際は、診察券を作成する必要があります。

- ・ 病院診療時間内（8：00～16：00） 内線 2144（総合診療センター受診相談）
- ・ 当直時間内（16：00～翌朝8：00）及び土曜日 内線 2101（休日・夜間診療受付）

## 3. 学内で救急対応が必要な場合・判断に迷う緊急の場合

実習中や学内で発生した大きな怪我や火傷、呼吸困難や意識消失など早急に対応が必要な場合は、直接救急・総合診療センターの支援を受けることができます。授業中であれば、担当の先生を通して、学内での課外活動中などの場合は武蔵小杉校舎事務室等を通じて、下記の番号に連絡をする必要があります。独歩や車椅子での移動が可能な場合は上記2.の方法で確認を行います。

【急病人発生時のエマージェンシーコール 内線 2150・2151（CCU）】

## 4. 実習中における針刺し事故・感染症患者の接触

実習中の針刺し事故や、結核・HIV等の感染症患者との接触があった場合、実習指導者等に必ず報告し、事故のあった施設のガイドラインに従って、医療機関（附属4病院を含む）を受診してください。採血やその後のフォローアップについては、当該施設の感染制御部の指示に従ってください。

## (5) 感染症について

学校保健安全法で定められた感染症（学校感染症）に罹患または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止とします。大学内での感染症発生は、院内感染を引き起こす原因にもなり、免疫力の低い患者さんは感染症が重症化しやすく、時には死に至ることもあります。大学、病院内での感染症予防、感染拡大防止のため十分に注意をし、看護学生として責任ある行動をとりましょう。該当する疾患に罹患した場合は、必ず医療機関を受診の上、診断を確定し、武蔵小杉校舎事務室へ連絡してください。登校する場合は、診断書（診断名、出席 停止期間、登校許可月日が明記されていること。）または本学の登校許可書（治癒証明書）の提出が必要となります。登校許可書（治癒証明書）は、本学医務室ホームページからもダウンロードが可能です。

### \* 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

|            |                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。 |
| 第二種<br>感染症 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎                                               |
| 第三種<br>感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症<br>*この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）                                                 |

\*出席停止の期間

- 第一種の感染症・・・完全に治癒するまで。
- 第二種の感染症・・・病状によりより学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

|                                                    |                                                   |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| インフルエンザ<br>※鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新<br>型インフルエンザ等感染症を除く | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過<br>するまで             |
| 百日咳                                                | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質<br>製剤による治療が終了するまで     |
| 麻疹                                                 | 解熱後 3 日を経過するまで                                    |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)                                   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経<br>過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風疹                                                 | 発疹が消失するまで                                         |
| 水痘 (みずぼうそう)                                        | すべての発疹が痂皮化するまで                                    |
| 咽頭結膜熱 (プール熱)                                       | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                             |
| 新型コロナウイルス感染症                                       | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日<br>を経過するまで          |
| 結核                                                 | 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれが<br>ないと認めるまで             |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                                           | 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれが<br>ないと認めるまで             |

- 第三種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- その他の場合
  - ・第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については  
学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
  - ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と  
認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
  - ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、  
学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

## (6) 証明書発行について

本学で行った定期健診や感染症調査の結果を基に、学外研修の申請に必要な証明書を作成しています。  
作成には 1 週間ほど時間がかかるので、余裕を持ってお申し込みください。

申 込 先：武蔵小杉校舎事務室

\* 不足している項目のうち医務室で行うことのできない検査に関しては、武蔵小杉病院等で検査を行い、  
結果（診断書等）を武蔵小杉校舎事務室へ提出してください（要実費）。

\* 予防接種証明書を希望する場合は、必ず母子手帳のコピーを添えて申し込むこと。

# 学生相談室

## 例えばこんなときに・・・

- ・落ち込みやすい、傷つきやすい
- ・気持ちが不安定、ストレスで辛い
- ・ものごとに集中できない
- ・自分のことを知りたい、向き合いたい
- ・人と上手に関わりたい
- ・学生生活や将来に不安がある
- ・友達や家族との関係 ……など、聞いてもらいたいことがあるとき。

◎公認心理師・臨床心理士であるカウンセラーがお話をうかがってサポートしていきます。

◎休学中でも学生相談室を利用することができます。

◎必要と希望に応じて、適時、医療機関等の受診をお薦めすることがあります。

◎一部例外（生命と身体の安全にかかわる状況）を除いて、相談者のプライバシーや個人情報は守られます。相談室を利用したことが成績評価等に悪い影響を及ぼすことはありません。安心してください。

## 相談したい時は・・・

◎予約優先です。

「申し込み・問い合わせ窓口」に大学アカウント（@nms.ac.jp）からメールで申し込んでください。

◎申し込み・問い合わせ窓口

E-mail : gakusou@nms.ac.jp

\*いただいたメールにすぐに対応できないこともあります。

\*メールの件名には【相談希望】、本文には、①学部、②学年、③氏名、④相談を希望する日時があれば3つほど、⑤電話番号（急な変更時の連絡用など）を書いてもらえるとスムーズです。

◎直接お会いする対面面接を基本にしています。

◎相談室の場所

武蔵小杉校舎5階にあります。

## 相談室の開室スケジュール（予定）

◎カウンセラー受付は閉室30分前まで。 武蔵小杉校舎 月曜 11:00～19:00

◎諸事情で変更する月日もあります。当月の予定は、掲示板やポータルで「開室カレンダー」「予定表」を配信しています。また、メールで気軽にお問い合わせください。

## 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

大学の教育研究活動中に生じた不慮の事故等により身体に傷害を負った場合の救済措置として、全学生がこの保険に加入しています。

教育研究活動中とは、大学内外での正課・大学行事・課外活動（事前に大学へ活動届が提出されている活動）をいいます。

臨地実習中における事故（接触感染での事故）で「感染症予防措置」を受けた場合には、1事故につき15,000円（※）の定額で保険金が支払われます。（接触感染をした日を含め180日以内に感染予防措置を受けた場合。）※保険金額は変更される可能性があります。

上記活動中に負傷を負った場合は、直ちに武蔵小杉校舎事務室で事故通知の手続きをしてください。

－ 傷害が発生した時の手続き －

- i 直ちに武蔵小杉校舎事務室へ報告し指示を受ける。
- ii 傷害の治療を医療機関で受ける（領収証は紛失しないように注意すること）。
- iii 治癒後に保険金の請求手続き（書類の作成）を行う。
- iv 保険金の受領（口座振込）

その他、詳細は『加入者のしおり』を参照すること。

## 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

国内外において、正課、学校行事、課外活動及びその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険に、本学では全学生が加入しています。

事象に応じて補償対象の有無が異なるため、上記活動中に問題が生じた場合は、直ちに武蔵小杉校舎事務室に報告してください。

その他、詳細は『加入者のしおり』を参照してください。

## 奨 学 金 等

本学では、学生の就学及び将来、看護師ならびに研究者として医療に貢献する優秀な人材の育成に資することを目的とし、様々な奨学金制度を充実させています。

### (1) 日本医科大学医療健康科学部給付奨学金

この制度は、学業・人物ともに優れている学生に対し、授業料の全額（各学年1名）もしくは半額（各学年2～3名）を給付する制度です。毎年度募集しますが、第1学年は、一般入試の成績上位者に対し、給付します。

### (2) 日本医科大学貸与奨学金

成績優秀者に対し、経済的な状況も考慮し、90万円もしくは40万円を無利子で貸与する制度です。毎年度募集し1年ごとに貸与します。

上記(1)～(2)の奨学金については入学後に学生ポータルにて詳細を通知します。制度の利用には諸条件があるため、最新の募集要項を確認してください。

### (3) 主な自治体の奨学金 ※詳細は県のウェブサイトをご確認ください。

#### 1. 神奈川県看護師等修学資金

①看護師等の養成施設に在学している学生、②成績が優れ、かつ、身体が健康である学生、③卒業後、神奈川県内において看護職の業務に従事する意思を有する学生に対し、学士課程の修了まで月額2万を貸与する制度で、卒業後、下記の施設に5年（3年）継続して従事したときは返還免除を受けることが可能です。

5年 200床以上の病院、保健所等

3年 200床未満の病院、精神病床数が8割以上の病院等

#### 2. 川崎市看護師等修学資金

看護師養成施設に在学しており、卒業後、川崎市内の保険医療機関等に看護師等として勤務しようとする学生に対し、貸与を決定した年度の4月から学士課程の修了まで月額3万2千円を貸与する制度で、卒業後、貸与を受けた期間に1年間を加えた期間、市内の保険医療機関等において引き続き看護業務に従事したときは返還免除を受けることが可能です。

# 国民年金

20歳以上の学生は全員、国民年金に加入することになっています。

## 1) 年金の保障

国民年金の被保険者が障害を負い、障害等級1級、2級に該当する場合は、障害基礎年金が受給できます。

## 2) 学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時点から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。(申請は毎年必要)

## 3) 加入の届出

加入届や学生納付特例制度の申請は、学生本人が住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

## 4) 届出の期間

すでに20歳以上になっている在學生は速やかに届け出てください。まだ20歳に達していない在學生は、満20歳になる誕生日の前日から14日以内に届け出てください。

## 5) 注意

20歳以上で国民年金に加入しなかったり、加入したが保険料を納めなかった期間があると、卒業後、病院等に就職し厚生年金保険等に加入したあと発生した障害や死亡についての年金が受けられないことがあります。

## 厚生施設

### (1) 日医大マリンハウス

- 所在地 神奈川県鎌倉市坂ノ下 31-14
- 交通機関 JR 鎌倉駅下車（バス）江ノ島回り藤沢行・市営プール前下車  
江ノ島電鉄 長谷駅 徒歩約 10 分
- 利用料金 1 泊 1 人（宿泊のみ）500 円（学生 250 円）  
\*利用 1 回につき、2 泊を限度とします。

### (2) 牧心セミナーハウス

- 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 831
- 交通機関 JR 東海道線富士駅下車（タクシー利用 50 分）  
（中央高速バス）河口湖 IC 下車（タクシー利用 30 分）  
（マイカー 中央高速）河口湖 IC より国道 139 号線経由 25km、約 30 分
- 利用料金 （1 名宿泊）和室 1,800 円・洋室 1,600 円
- 食事料金 （1 名）朝食 650 円、昼食 700 円、夕食 1,100 円  
特別食（昼・夕食のみ）各 2,500 円

※上記施設の利用手続き等については武蔵小杉校舎事務室まで。

## 武蔵小杉校舎図書室

図書室は武蔵小杉校舎の2階にあり、看護・医療分野の教育や研究に必要な専門資料(図書・電子ブック・電子ジャーナル・データベース)を提供しています。

また、閲覧机、自動貸出機、蔵書検索(OPAC)用PC等を設置しており、日本医科大学学術ネットワークを利用して個人学習に適した環境を整備しています。

本学には千駄木キャンパスに日本医科大学中央図書館、武蔵境キャンパスに日本医科大学武蔵境校舎図書室、また、武蔵小杉病院、多摩永山病院、千葉北総病院にはそれぞれに分室が設置されています。それらの図書館(室)の図書は無料で取り寄せることができます。

ホームページ：<https://www.nms.ac.jp/sh/library/>

QRコード



1. **開室時間**：上記の図書館ホームページをご確認ください。
2. **資料の利用について**
  - 1) 室内の資料は自由に閲覧できます。
  - 2) 図書・電子ジャーナル・電子ブックなどは、図書館ホームページの蔵書検索(OPAC)で確認できます。
  - 3) 貸出手続：学生証と資料をカウンターに持参してください。  
返却手続：資料をカウンターに持参、またはブックポストに返却してください。
  - 4) 貸出期間：2週間 貸出冊数制限はありません。
  - 5) 貸出期間の延長：1回のみ延長可。\*資料を持参するか、MyOPAC(要PW設定)を使用して延長できます。ただし、以下の場合は延長できません。
    - ・借用中の資料が返却日を過ぎている。(延滞している。)
    - ・延長したい資料に予約者がいる。
  - 6) 図書館資料の破損・汚損・紛失の場合は弁償していただきます。  
1ヶ月以上の長期延滞者は弁償の上、1年間貸出停止となります。
3. **MyOPAC(要PW設定)でできること**

日本医科大学図書館ホームページからMyOPACにアクセスし、パスワードを設定後に利用できます。

  - 1) 貸出資料の延長・貸出状況の確認
  - 2) 日本医科大学の他図書館(室)にある本学資料の借用申込・予約(無料)
4. **施設設備の利用方法について**
  - 1) 日本医科大学学術ネットワークを利用するにはICT推進センターへの申請と、各デバイスでの設定が必要。
  - 2) 図書室内セルフコピー機(有料)では、著作権法の範囲内で図書館所蔵資料のみ複写可。  
\*個人の本やノート類の複写は禁止。
  - 3) 電子ジャーナル・電子ブック・データベースは著作権法の範囲内に限り適正に利用すること。

## 5. 利用上の注意

- 1) 図書室への入室・貸出手続きには学生証が必要です。必ず携帯してください。
- 2) 他人の学生証による入室・一枚の学生証による複数名の入室は禁止。
- 3) 飲食およびスマートフォンによる通話は禁止。ふた付きペットボトル、水筒での水分補給は差し支えありません。
- 4) 資料の無断持ち出し禁止。

## 災害等への対策

### (1) 自然災害の影響による授業・実習・試験等の対応について

#### 【基本的な判断基準順位】

地震・台風・雪・その他自然災害における学生（人身）の安全を第一に  
下記の公的情報を判断基準とし対応する。

1. 対象地域に警報及び特別警報のいずれかが発令された場合。
2. 公共交通機関の状況。
3. 各地域の現状況。

#### 1. 警報・特別警報（波浪・高潮を除く。※河川氾濫は現状況による）

##### 【対象地域】

- 神奈川県横浜・川崎地区 川崎市中原区 （武蔵小杉校舎、武蔵小杉病院）
- 東京都23区西部 文京区 （千駄木校舎、付属病院）
- 東京都多摩南部 多摩市 （多摩永山病院）
- 千葉県北西部印旛 印西市 （千葉北総病院）

- (1) 当日、関東全域に特別警報発令または終日警戒の予報の場合は、全学休講とします。
- (2) 当日午前5時の時点で警報が出ていない、または解除されている場合は通常どおりとします。
- (3) 当日午前5時の時点で警報が発令されている場合は、午前中を休講とします。
- (4) 当日午前10時の時点で警報が解除（注意報等）されている場合、午後は通常どおりとします。
- (5) 当日午前10時の時点で警報が解除されていない場合、午後も休講とします。

#### 2. 交通機関の状況

JR 山手線、中央線、総武線、京浜東北線、横須賀線、南武線、東京メトロ、都営地下鉄線、東急東横線、小田急線、京王線、京浜急行線、千葉北総線等、主要交通機関

- (1) 当日午前5時の時点で上記主要交通機関の全線、またほとんどが始発から運休の場合は、全学休講とします。
- (2) 当日午前5時の時点で上記主要交通機関のほとんどが運転見合わせの場合は、午前中休講とします。
- (3) 当日午前10時の時点で上記主要交通機関のほとんどが復旧していない場合は、午後も休講とします。

#### 3. 各地域の現状況

※ 1及び2においての基準はあくまでも、関東全域などの広範囲にわたる想定の出発点のない自然災害におけるものであり、通勤・通学の時間帯に著しく影響し、移動困難な場合の安全を第一に考慮した、社会一般の常識に照らした処置である。但し、下記のケースにおいては、各地域の教務事務担当者を確認の上、対応を判定します。

- (1) 当日午前5時の段階で警報等発令解除であっても、自然災害の影響による二次災害（冠水、倒壊、

倒木、近隣火災、鉄道障害、道路事情)が各校舎や各病院に影響のある場合、各地域別に休講とする場合もあります。(参照1-5)

(2) 当日午前9時~10時時点で警報発令中だが、各地域の現状の回復を確認できた場合は午後を通常どおりとします。

また、一部の地域の場合は、影響のある地域を除き、通常どおりとします。

尚、運休・運転見合わせ等が一部であり、振替輸送や迂回経路可能であれば、休講とせず教育的不利益が生じない配慮を施す場合もあります。(参照2-3)

#### 4. その他

(1) 学業の実施場所は校舎、4つの病院にわたるため、通常授業となった場合においても、少なからず影響が残る可能性があり、登校および実習に向かう場合は、まず自分自身の安全を充分確保するように告知します。

(2) 大学HP、学内事前掲示、学生ポータルサイトなどで、速やかな伝達経路を確保します。

大学発表等の決定事項は、大学HPに掲載することを教職員・学生に周知徹底します。

(3) 全学休講となった場合は、クラブ活動・課外活動も自粛もしくは禁止とし、安全確保や二次災害防止に努めます。

(4) 現状が回復傾向にある場合、基本的な判断基準をもとに、臨機応変に対応します。

最終的には医療健康科学部長が判断し、場合により学長と相談の上、最終決定するが、未然の予告については、学事部で行えるよう危機災害マニュアル化します。

### (2) 大規模地震に対する学生の心得

近い将来、大規模地震が起こるであろうと予想されていることから、常日頃から地震に対する心構えが必要です。

- ・ 部屋の中の家具は止め具で壁に固定しておく。
- ・ 本棚などの重いものは、中が崩れ落ちないようにしっかり留める。
- ・ 健康保険証や大事なものはすぐに持ち出せるように一箇所にまとめておく。
- ・ 自分の住んでいる地域の避難場所を確認しておく。

#### 1. 警戒宣言が発令された場合

マグニチュード8程度の地震が発生し、震度6以上の揺れに襲われる危険性がある場合、内閣総理大臣が発表しますので、次の点に注意し冷静に行動してください。

(1) 大学構内にいたとき

・ 授業及び課外活動を直ちに中止し、自分の身を守り次に教員等の指示に基づいて避難してください。  
・ 実験・実習等の場合は、自分の身を守り次に火気を消すなどの安全措置を講じた上で、避難してください。

(2) 学外にいたとき

・ 広報に注意し、神奈川県や区市町が実施する地震防災対策の指示に従ってください。  
・ 運転中の車は、ゆっくり走り警察官の指示に従ってください。

#### 2. 大規模地震が発生した場合

### (1) 大学構内にいたとき

その場で、自らの安全を確保し、イ. から順に、教員等の指示のもとに、あわてず冷静に対処してください。(地震発生時の初動マニュアル参照)

- ア. まず、我が身を守る！
- イ. すばやく火の始末！
- ウ. 非常脱出口の確保！
- エ. 同室学生等の安全を確認！
- オ. 作動中の実験器具等の停止！
- カ. 隣接する部屋で助け合う！
- キ. 余震に注意！
- ク. あわてて建物の外に出ない！

### (2) 学外にいたとき

学外にいたときも、まずは、その場で身の安全を確保し、その後、イ. から順にあわてず冷静に対処してください。

- ア. まず、わが身を守る！
- イ. あわてて建物の外に出ない！
- ウ. 狭い路地、へいぎわ、川べりに近寄るな！
- エ. 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意！
- オ. 避難は徒歩で、持ち物は少なく！
- カ. 協力し合って応急救護！
- キ. 正しい情報を掴みデマに惑わされるな！
- ク. 秩序を守り衛生に注意！

### (3) 安否確認について

震度5強以上の地震が発生した場合は、身の安全等の確保ができた後に、次のメールアドレスに安否情報「学籍番号・氏名・負傷の有無・所在地」等を連絡ください。

パソコン等使用不可の場合は、可能な範囲で連絡してください。

安否確認メールアドレス      ikkb-jimu@nms.ac.jp

## (3) 災害用伝言ダイヤル等の活用

### 1. 災害用伝言ダイヤル

「災害用伝言ダイヤル」とは、地震等災害発生時に被災地域内の人の安否確認等で通話がつながりにくい状況となった場合、NTT が地域（都道府県単位）を限って提供するもので、災害時にメッセージを録音して、そのメッセージを確認できる災害時専用サービスです。

※ 災害用伝言ダイヤル利用法      <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

#### (1) メッセージの録音方法

- ア. 「171」へダイヤルする。(以下、音声ガイダンスにそって操作)
- イ. 「1」をダイヤルする。
- ウ. 「伝言したい被災地域内の方の電話番号（市外局番から）」をダイヤルする。
- エ. 「メッセージ」を録音する。(録音時間：30 秒以内 ・伝言保存期間 48 時間)

#### (2) メッセージの確認方法

- ア. 「171」へダイヤルする。(以下、音声ガイダンスにそって操作)
- イ. 「2」をダイヤルする。
- ウ. 「確認したい被災地域の方の電話番号（市外局番から）」をダイヤルする。
- エ. 「メッセージ」を確認する。

### 2. 災害用伝言板

「災害用伝言板」とは、震度 6 弱以上の地震など大災害が発生した時に、被災地域にいる人が、携帯電話やスマートフォンから自分の状況を登録し、インターネットなどを通じて安否情報が確認できる災害時専用サービスです。

各電話会社によりサービス内容・登録方法は異なるので予め確認しておきましょう。

以下に、国内主要 3 社のサービス内容記載 HP URL を参考に記載します。

NTT ドコモ

[https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster\\_board/](https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/)

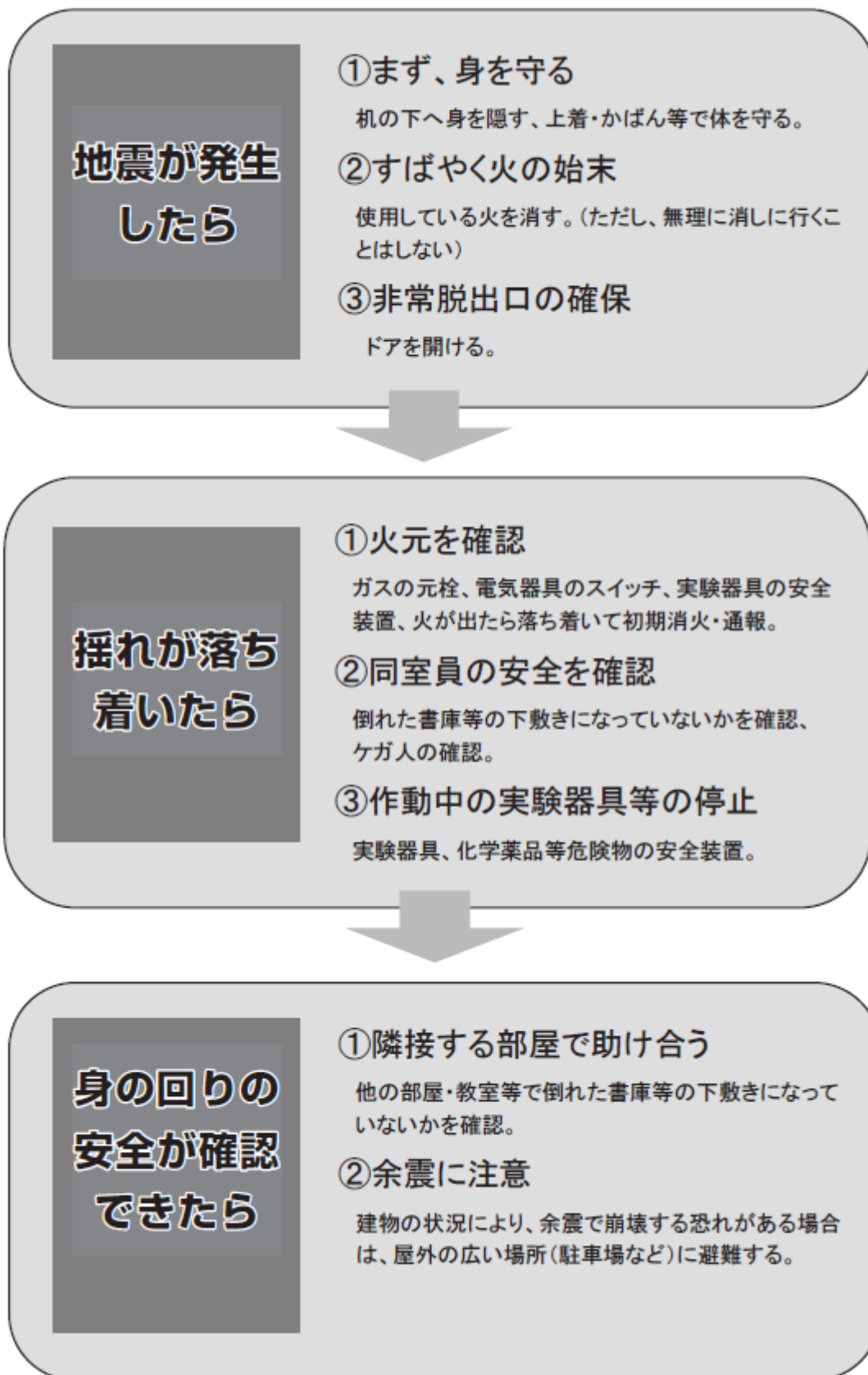
KDDI (au)

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

#### (4) 地震発生時の初動マニュアル



## (5) 地震発生時の対応マニュアル

### ■地震発生時の対応

#### ○地震が発生した瞬間の対応

- ・窓や棚のように、ガラスが割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。
- ・机の下などにもぐるか、バッグ・衣類などで頭を覆うなどして、ガラス、黒板、テレビモニター、蛍光灯などの落下物から身体を守る。
- ・余裕があれば、ドア付近にいる人は、ドアを開け出口を確保する。
- ・実験中など火気を使っているときは火を消す。ただし、無理に消しに行くことはしない。
- ・薬品などから離れる。
- ・広場やグラウンドなど、落下物がない場所にいる場合は、その場で座り込み揺れがおさまるのを待つ。

#### ○揺れがおさまった後の対応

##### (1) 自分自身の心構え

- ・冷静に、落ち着いて。
- ・建物は大丈夫か、火災は起きていないか、負傷者はいないかなどの確認をする。
- ・火災や負傷者がいる場合は、最寄りの事務室や研究室に連絡し、自分の身が安全な範囲で、初期消火、応急手当をする。

##### (2) 自分が負傷した場合の対応

- ・大声をあげて助けを呼ぶ。
- ・自分の存在（生存）を明らかにする。声が出なければ、何らかの手段で大きな音を出すなど、周囲の人に気づいてもらえるよう試みる。

##### (3) 生存者を捜す場合の対応

- ・大声を出して生存者に呼びかける。
- ・発見した場合は、すぐに救助を始めるとともに大声で周囲に協力を呼びかける。

##### (4) 屋内にいる場合に確認すること

- ・室内の状況を確認  
備品が倒れ散乱していないか、薬品が漏れたり、流れ出していないか、などを確認する。
- ・他の教室の状況を確認  
周囲の教室や部屋の状況を確認する。非常放送があった場合は、その指示に従う。
- ・建物の状況を確認  
建物が傾いていないか、壁にヒビが入ったり崩れたりしていないか、などを確認する。
- ・火災の状況を確認  
火災が起きていないか、起きていれば消火できるかどうかを判断する。

##### (5) 屋外へ避難する前に確認すること

- ・避難ルートの確保  
大きな地震には必ず大きな余震があるので、窓・ドアを開け、避難ルートを確保する。
- ・ガス漏れ対策  
二次災害を防ぐためにガスの元栓を閉める。

・電気火災への対策

配電盤のある研究室・実験室などはスイッチを切る。

電気器具はスイッチを切り、プラグを抜く。

(6) 屋外に避難するときの行動

- ・火災が起きている場合は、避難する際には、タオルやハンカチで口を覆う。
- ・どのルートで避難すれば安全か確認する。
- ・エレベーターは使わず、階段を使用する。
- ・押し合うなど周囲の人の安全を脅かさないよう注意する。

○避難

- ・避難場所は、広く、火災による延焼のおそれのないところが適している。地震時の状況により安全な場所に避難する。
- ・住んでいる地域の避難場所については、居住している自治体のホームページなどを見て、確認しておく。  
\* 中原区小杉町1丁目の避難場所：こすぎ公園（武蔵小杉校舎向かいの公園）

■地震発生直後の対応

○帰宅する場合は

- ・公共交通機関（JR・バス）の運行状況を確認してから帰宅を開始する。  
（状況によっては、避難者が駅・幹線道路に集中するのを避けるため、時間をおいてから帰宅する場合も考える。）
- ・時間帯や距離に応じては、徒歩で帰宅する。
- ・幹線道路を通る。また、複数の帰宅経路を想定しておき、安全な経路を選択する。

○大学など自宅以外では

- ・自宅が遠い場合は、帰宅を見合わせ、大学が帰宅困難者等のため開設する避難所、最寄りの自治体等が開設する避難所を利用する。
- ・地震の規模、起きた時間、交通機関の状況、自身の体調や体力により臨機応変に判断する。
- ・大学が避難所を開設した場合、校内放送などで知らせる。
- ・1日～数日程度様子を見て、交通機関などの復旧状況により、帰宅するかどうか判断する。

○避難所では

- ・大学の避難所では、大学の指示に従う。備蓄物資等の運搬、避難所運営など可能なことは協力をする。
- ・自治体等の避難所では、協力し合い、助け合いながら、大学生として相応しい行動をとる。

■日頃からの備え（□にチェックを入れて確認）

○教室・研究室で準備・確認しておくこと

□最寄りの非常口の位置はどこか。

□最寄りの消火器の設置場所はどこか。

□いざという時に部屋から避難しやすいか。避難の障害になるものがないか。

- 一時避難場所や広域避難場所への避難経路を確認しているか。
- 自宅へ歩いて帰宅する場合の経路は決まっているか。
- 家族との連絡方法は決めているか。(災害用伝言ダイヤルも有効)
- 研究室の関係者の緊急連絡先はわかっているか。
- 薬品庫は収納された薬品が転倒しないようになっているか。
- 高圧ガスのボンベの転倒防止はしてあるか。

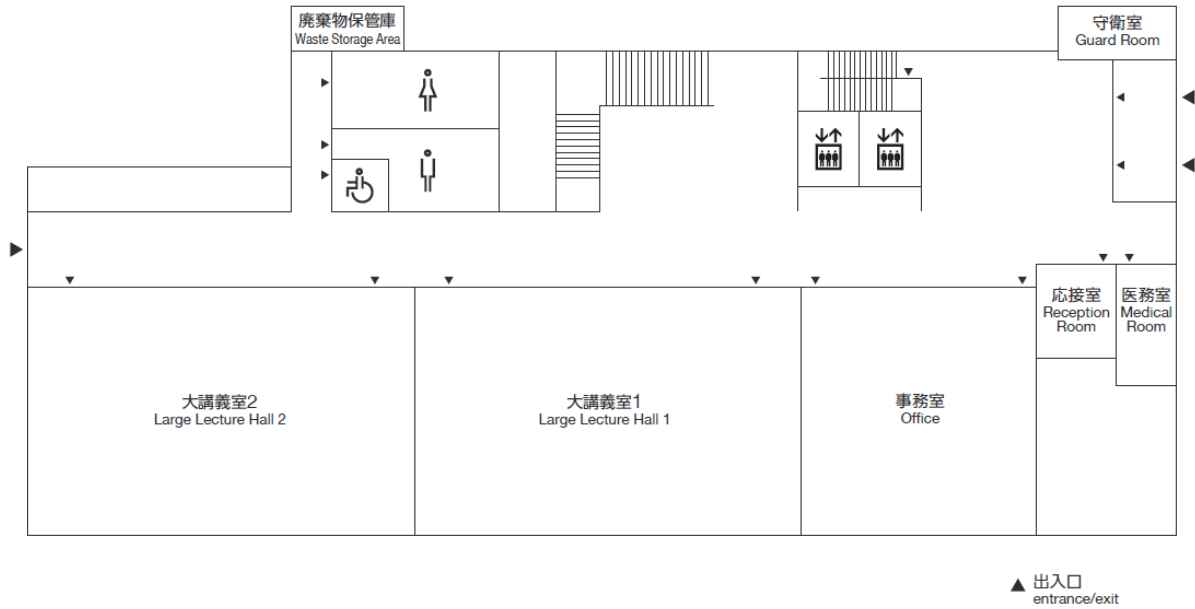
○自宅準備・確認しておくこと

- 照明、棚、たんす、冷蔵庫、テレビなどの転倒防止はしているか。
- 広域避難場所を知っているか。避難経路を決めているか。
- 貴重品は安全な場所に保管しているか。
- 非常持出し品を準備しているか。

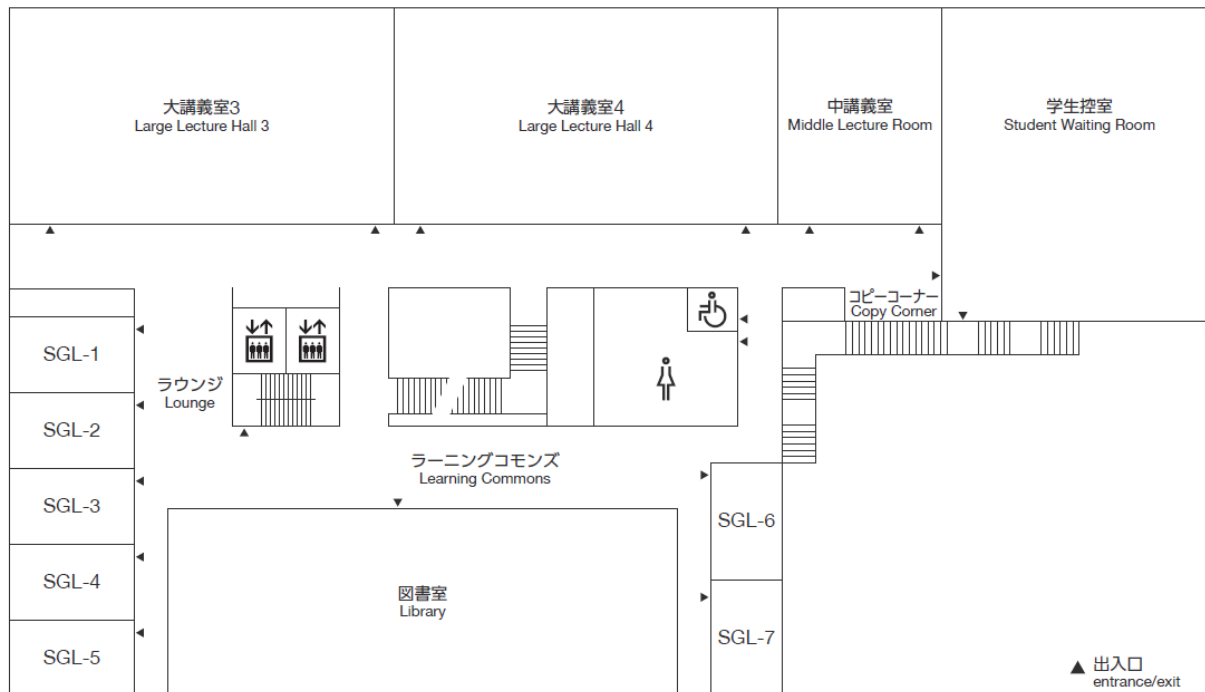
# 教育施設配置図

## (1) 武蔵小杉校舎配置図

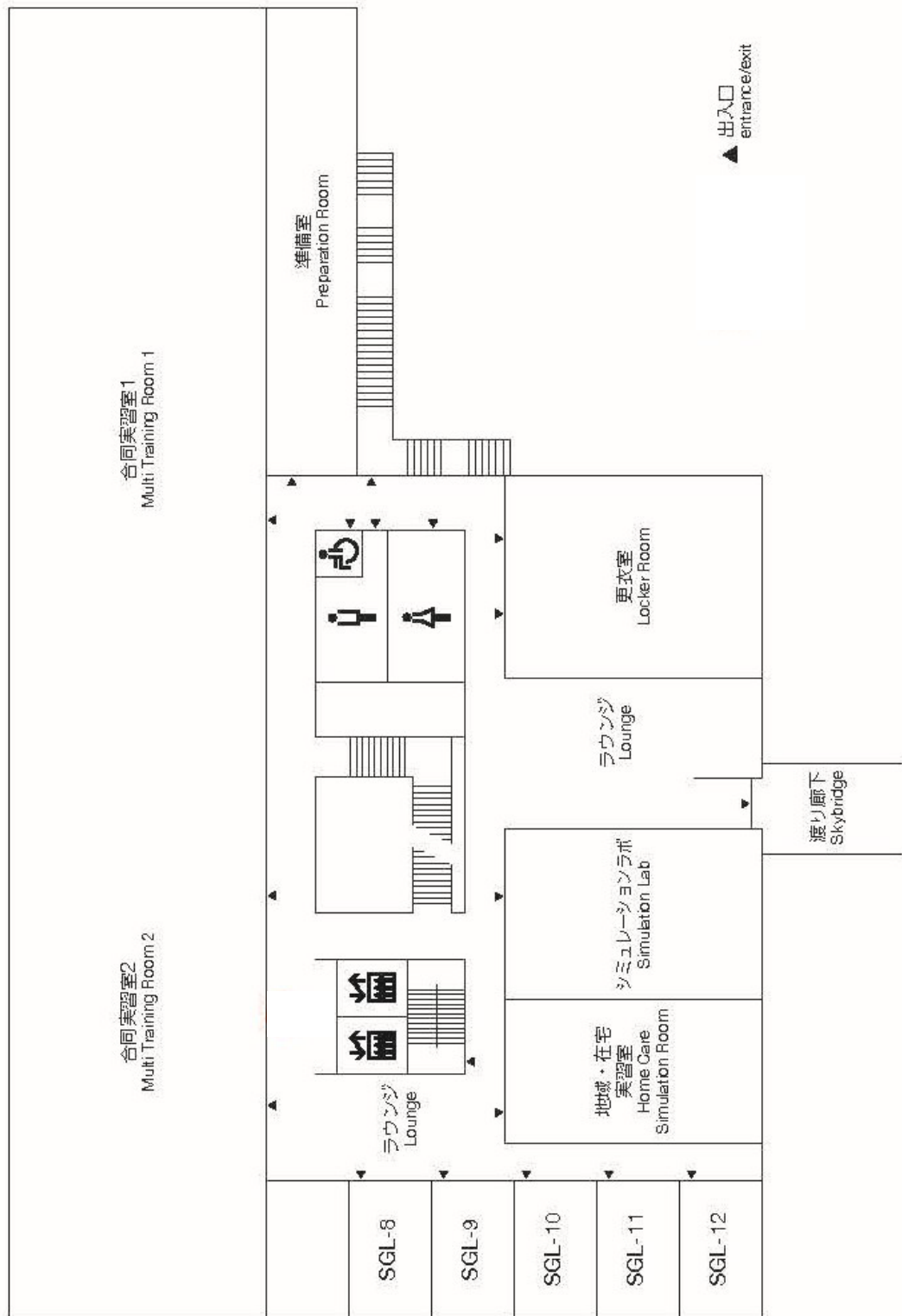
### 【1F フロアマップ】



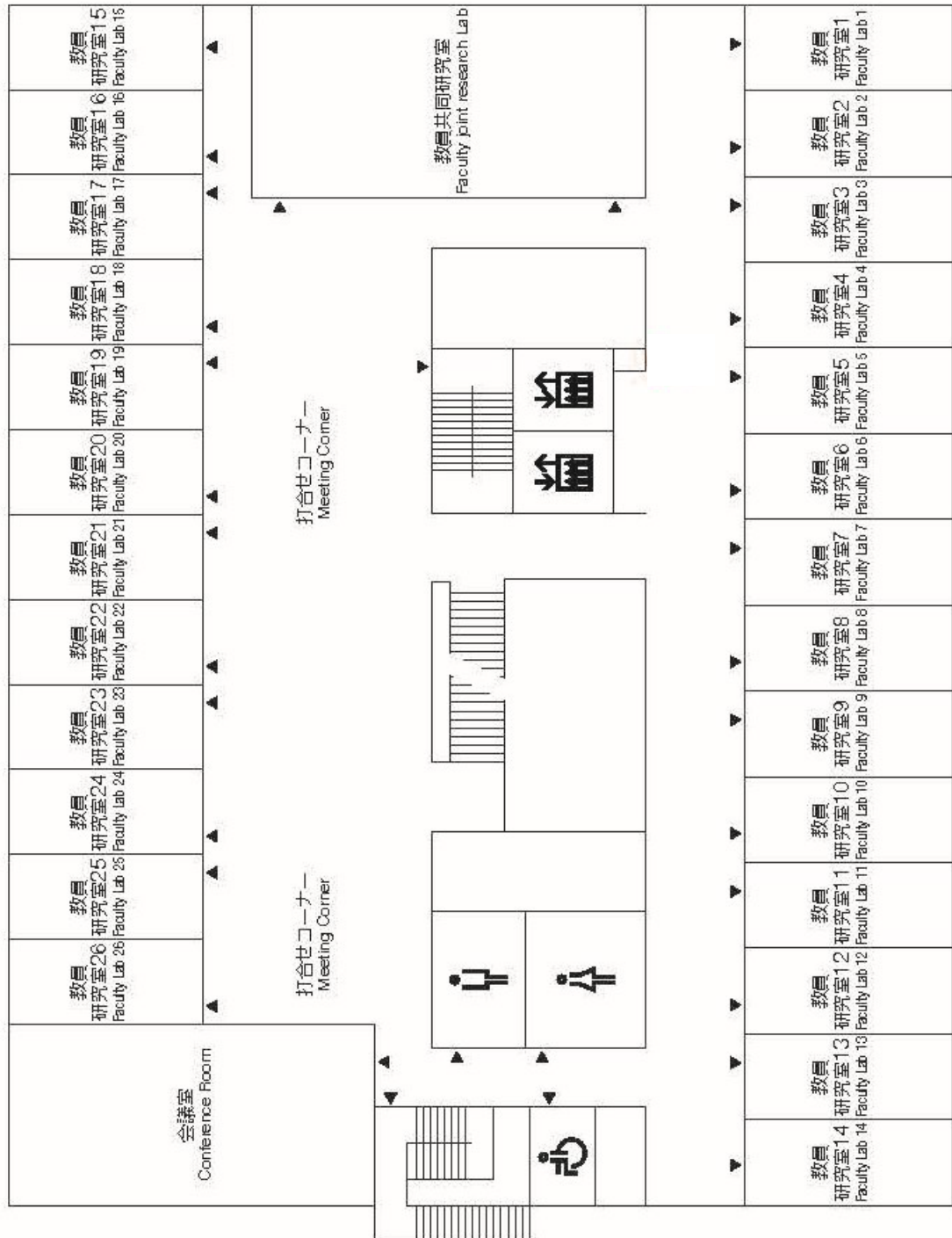
## 【2Fフロアマップ】



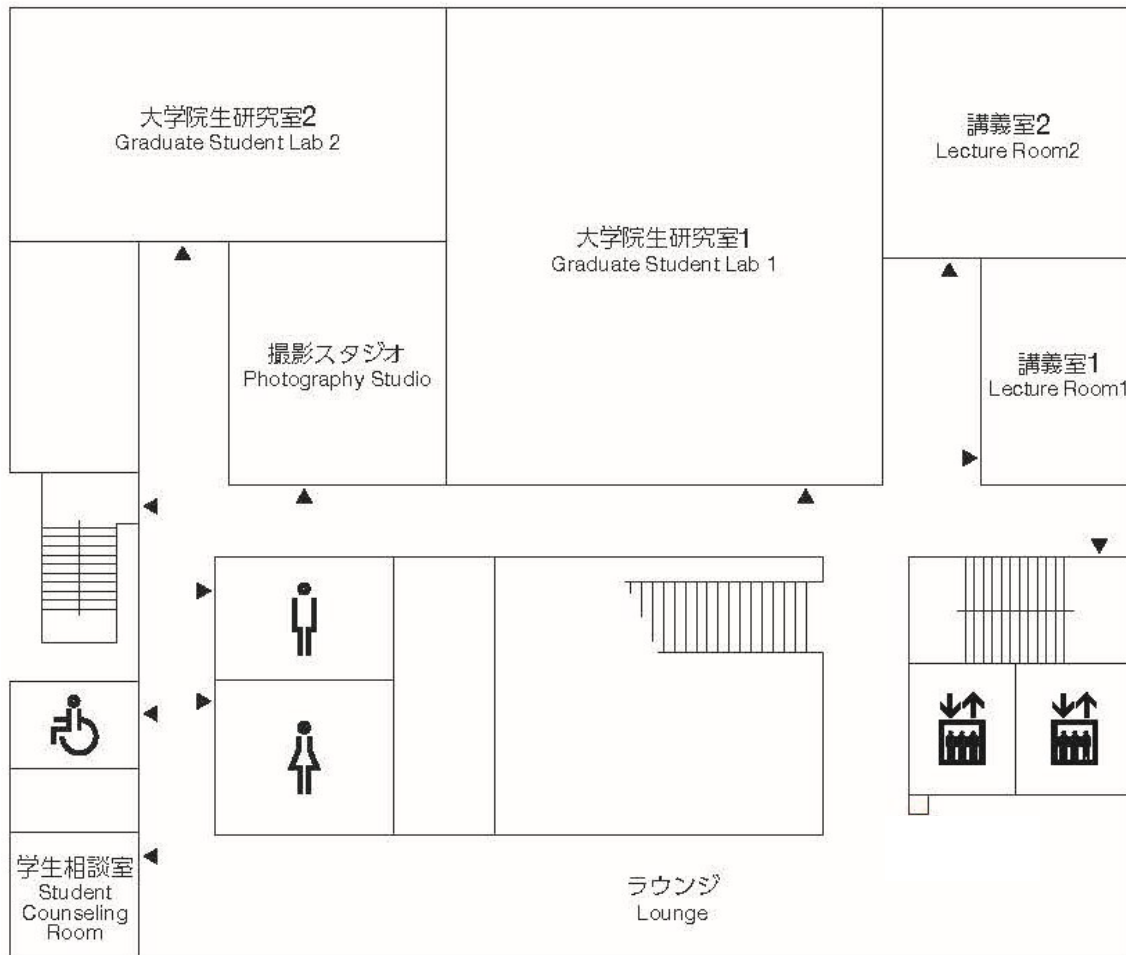
# 【3Fフロアマップ】



# 【4Fフロアマップ】

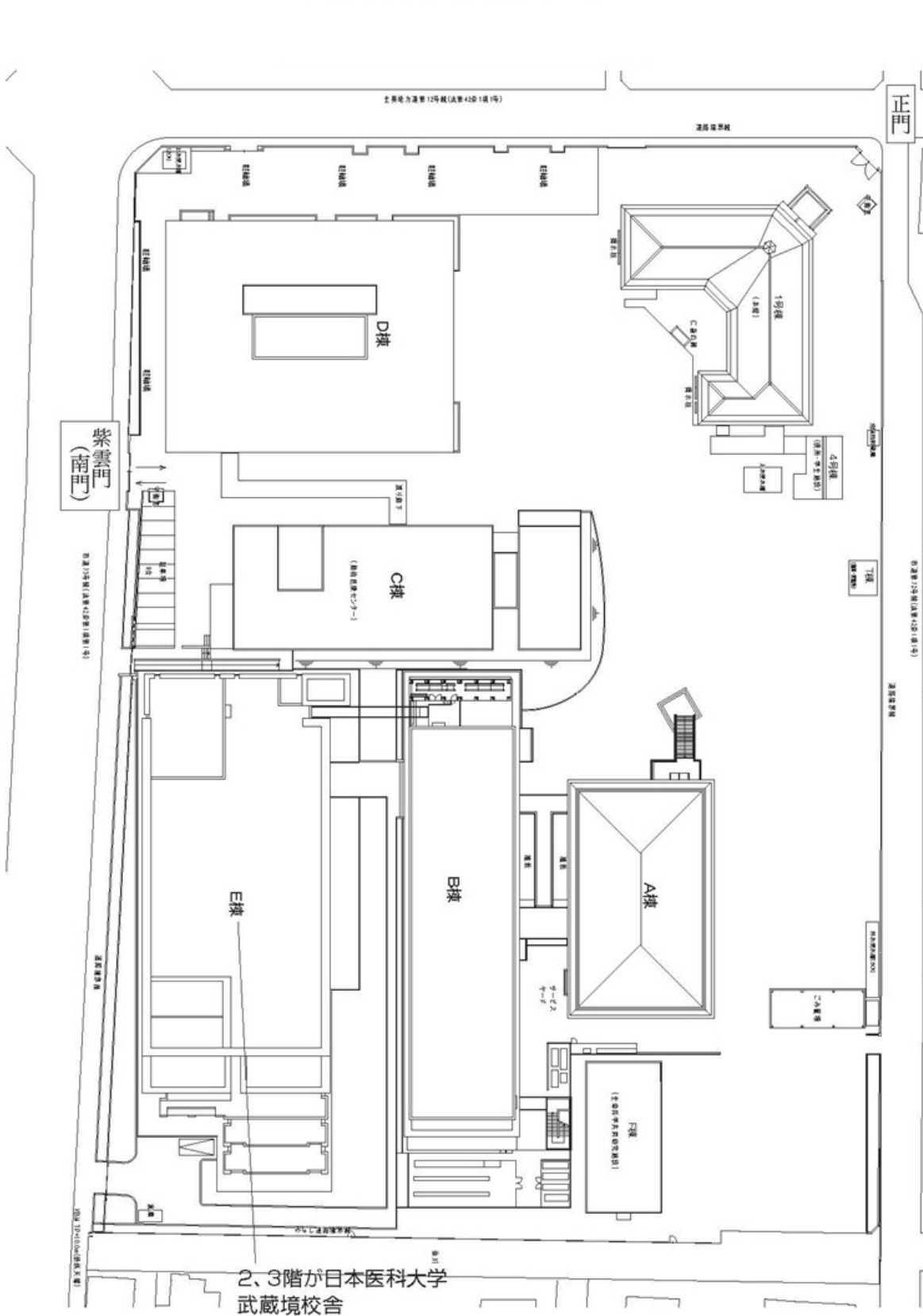


## 【5F フロアマップ】





(3) 武蔵境校舎配置図



# 日本医科大学校歌

作詞 明本京静  
作曲 橋本國彦

風速 10% 社大に行進曲風

にーそらはろはろとーくそと  
ひー胸一公一聖一己ーいちろふ

三 西に千古の白き富士  
北筑紫の影清し  
駿陵の森は若き血に  
くれなる燃えて秋ぞ今  
蒼々日本の魂を  
背負いて立よ雄々しくも  
日本医大 われらの医大

だーいぶくのしんーつ  
つ  
まばらさくらーわかやかにほほ  
まばらさくらーわかやかにほほ  
まばらさくらーわかやかにほほ  
まばらさくらーわかやかにほほ

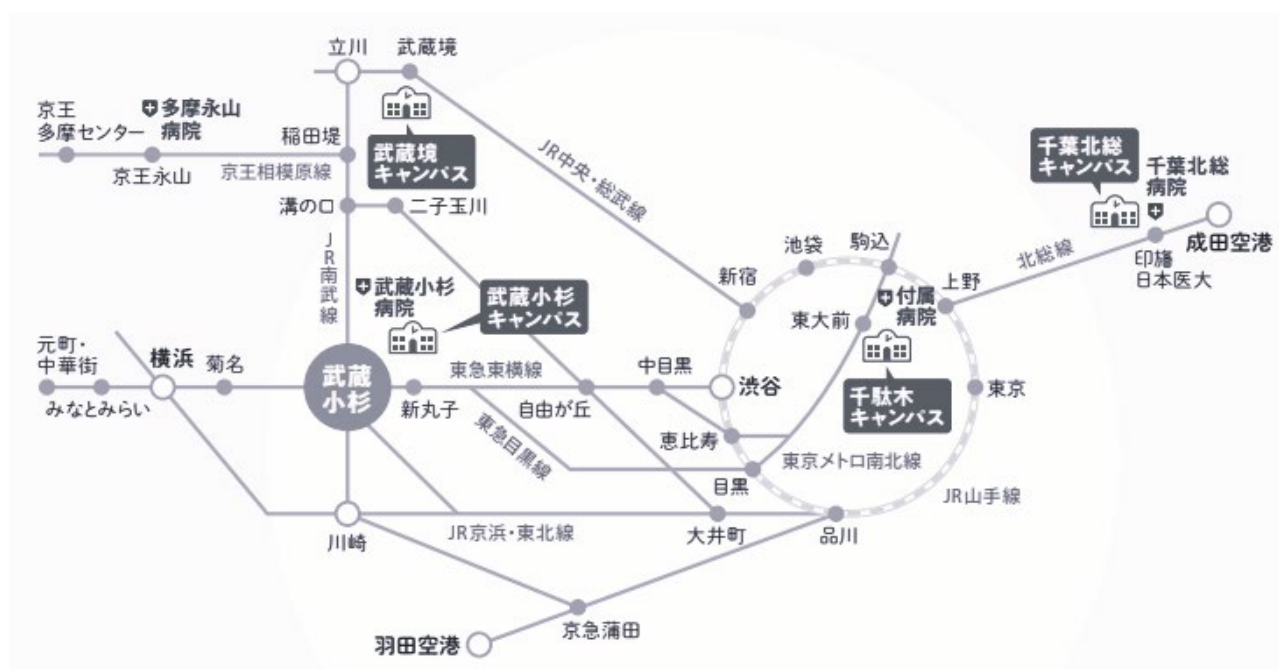
# 日本医科大学校歌

明本京静 作詞  
橋本國彦 作曲

一 わかきいのちはあかつきに  
空はろばると雲を吸ひ  
列公聖己 一路わが  
医学の真理 もとめつつ  
たらばなさくら 若やかに  
ほほむ幸の学をたかし  
日本医大 われらの医大

二 君よ聞かざや千駄木に  
魂をむくのひびくをば  
歴史に古き刀差の  
剣の光をひたすらに

## 学校法人日本医科大学 案内図



|                               |                              |                     |
|-------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 本部・千駄木校舎・大学院<br>先端医学研究所       | 〒113-8602 東京都文京区千駄木1-1-5     | TEL. (03)3822-2131代 |
| 武蔵小杉校舎                        | 〒211-8602 神奈川県川崎市中原区小杉町1-383 | TEL. (044)455-5461代 |
| 武蔵境校舎                         | 〒180-0023 東京都武蔵野市境南町1-7-1    | TEL. (0422)34-3394代 |
| 付属病院・高度救命救急センター<br>ワクチン療法研究施設 | 〒113-8603 東京都文京区千駄木1-1-5     | TEL. (03)3822-2131代 |
| 武蔵小杉病院                        | 〒211-8533 神奈川県川崎市中原区小杉町1-383 | TEL. (044)733-5181代 |
| 多摩永山病院                        | 〒206-8512 東京都多摩市永山1-7-1      | TEL. (042)371-2111代 |
| 千葉北総病院                        | 〒270-1694 千葉県印西市鎌苅1715       | TEL. (0476)99-1111代 |
| 看護専門学校                        | 〒270-1613 千葉県印西市鎌苅1955       | TEL. (0476)99-1331代 |
| 日本獣医生命科学大学                    | 〒180-8602 東京都武蔵野市境南町1-7-1    | TEL. (0422)31-4151代 |

## 学生向け案内サイト一覧

---

1. 日本医科大学 ホームページ  
<https://www.nms.ac.jp/college.html>



---

2. 日本医科大学 医療健康科学部ホームページ  
<https://www.nms.ac.jp/college/mchs/>



---

3. 日本医科大学 学内者向け案内ページ  
<https://www.nms.ac.jp/college/oncampus.html>



---

4. 日本医科大学 学生ポータルシステム  
[https://cmj1.nms.ac.jp/portal\\_nms/top.do](https://cmj1.nms.ac.jp/portal_nms/top.do)



---

5. 日本医科大学 NMS メール (Google サービス)  
<https://mail.google.com/a/nms.ac.jp>



---

6. 学校法人日本医科大学 ICT 推進センター  
<https://www.nms.ac.jp/ict/>







